

平成 21 年度経済産業省
委託事業

平成 21 年度化学物質安全確保・国際規制対策推進等
(化学物質のリスク評価・管理に係る普及・啓発事業)

報告書

平成 22 年 1 月

MRI 株式会社 三菱総合研究所

目次

第1章 事業の概要	1
1. 1 事業の背景と目的	1
1. 2 事業の内容と方法	1
第2章 セミナー開催概要	2
2. 1 セミナー開催概要	2
2. 2 来場者アンケート結果	7
第3章 今後の化学物質リスク評価・管理促進支援事業のあり方	39
3. 1 化学物質管理リスク評価・管理促進支援事業の体系整理.....	39
3. 2 参加者を通じた企業の自主管理促進効果を把握するための仕組みの検討.....	45
3. 3 化学物質管理の評価・管理の効果的な推進に向けた普及・啓発の検討	70
参考資料	
参考資料1 講演資料.....	73
参考資料2 セミナー当日質疑応答内容	183

第1章 事業の概要

1.1 事業の背景と目的

環境保全等の機運や労働安全性の重要性への認識が高まる中、国内外での化学物質を取り巻く環境は、近年、大きく変化してきており、化学物質管理の視点も、従来の化学物質固有の有害性から、曝露状況を含めたリスク評価に基づく総合的な管理へと移行してきている。

平成11年に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、化管法）」においては、事業所からの特定の化学物質の排出・移動量を把握し届出する制度（以下、P R T R制度）及び事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供を義務付ける制度（以下、MSDS制度）を通じ、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するとともに、自主的な管理の状況について国民の理解を深めるように努力することが規定されている。

平成11年に化管法が制定されて以来、P R T R制度に基づく化学物質の総排出量は年々減少傾向にある。一方で、国の規制による管理だけではなく、化学物質を扱う事業者自らが、化学物質のリスクを適切に把握し適切に対応すること、また、そのためにも、自主管理の必要性を事業者が十分に認識し、実行することが、さらなる化学物質の適切管理に不可欠であり、このような意識や行動を幅広く根付かせるためには、その必要性や管理方法などについて普及啓発を継続的に実施することが重要である。

こうした状況下、経済産業省では、平成19年度から、事業者による自主的な化学物質管理等を促進させるために、全国各地でセミナー・講習会（以下、セミナー等）を開催してきた。

本年度は、上記の背景を踏まえて、さらなる事業者による自主管理を促進することを目的として、全国8地域でのセミナーを開催した。

1.2 事業の内容と方法

本調査では、幅広い事業者による化学物質の自主管理を促進することを目的として、全国8地域においてセミナーを開催した。開催概要については、次章を参照されたい。

また、開催に当たっては、地域ごとに関心の高いテーマを選定し、より実践的なセミナーとなるよう工夫を行った。

また、来場者に対するアンケートを通じて、本セミナーの結果の活用意向を確認するなど、本セミナーによる効果測定を可能とする仕組み作りも試みた。

第2章 セミナー開催概要

2.1 セミナー開催概要

(1) 開催状況

下記のとおりセミナーを開催した。

開催場所	日時	会場	参加者数 (人)
九州	10月22日 13:00～16:20	西日本総合展示場 (北九州市)	82
東北	11月10日 13:00～16:20	仙台市情報・産業プラザ (仙台市)	106
近畿	11月12日 13:00～16:20	グランキューブ大阪 (大阪市)	252
中部	11月16日 13:00～16:20	四日市商工会議所 (四日市市)	207
中国	11月17日 13:00～16:20	岡山コンベンションセンター (岡山市)	87
北海道	11月20日 13:00～16:20	京王プラザホテル札幌 (札幌市)	56
関東	11月30日 13:00～16:20	あいおい損保新宿ビル (東京都)	270
四国	12月2日 13:00～16:20	かがわ国際会議場 (高松市)	124
参加者数 合計			1,184

各会場では、以下のプログラムのとおり開催した。

<九州会場>

講演内容・講師所属・氏名
化学物質管理政策の概要について ～化審法・化管法の見直し～ 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 係長 小高 篤志 係長 野田 剛司
化審法におけるリスク評価 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター リスク評価課 主任 玉造 晃弘氏
富士フイルムにおける化学物質の安全とリスクに関する取り組み 富士フイルム株式会社 CSR推進部 環境・品質マネジメント部 安全性評価センター長 日置 孝徳氏
我が国における化学物質管理の情報基盤 ～効果的な情報基盤の活用～ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター 情報業務課 主任 大塚 理絵氏
企業によるリスクコミュニケーションの実践 ～実施企業による事例～ 宇部興産株式会社 環境安全部長 藤川 修三氏

<東北会場>

講演内容・講師所属・氏名
化学物質管理政策の概要について ～化審法・化管法の見直し～ 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課長 福島 洋
化審法におけるリスク評価 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター リスク評価課 主任 坂井 るりこ氏
企業によるリスクコミュニケーションの実践 ～実施企業による事例～ 宇部興産株式会社 環境安全部長 藤川 修三氏
REACH規制の概要 ～REACH規制の現状と今後の見通し～ 株式会社日立製作所 地球環境戦略室 部長 市川 芳明氏
REACHにおける情報伝達の重要性と課題 社団法人 日本化学工業協会 REACH タスクフォース 課長 島 久治氏

<近畿会場>

講演内容・講師所属・氏名
化学物質管理政策の概要について ～化審法・化管法の見直し～ 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 係長 原 智明 係長 常見 知広
化審法におけるリスク評価 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター リスク評価課 主任 平井 祐介氏
リスク評価による化学物質管理 ―基本的な考え方、方法と取組事例― 住友化学株式会社 生物環境科学研究所 主席研究員 佐藤 雅之氏
企業によるリスクコミュニケーションの実践 ～実施企業による事例～ 宇部興産株式会社 環境安全部長 藤川 修三氏
企業によるREACH規制への対応と課題 ～実施企業による事例～ 三菱化学株式会社 環境安全・品質保証部 品質保証・化学品グループマネージャー 徳重 諭氏

<中部会場>

講演内容・講師所属・氏名
化学物質管理政策の概要について ～化審法・化管法の見直し～ 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 濱口 千絵 山田 淳太郎
化審法におけるリスク評価 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター リスク評価課 主任 松崎 寿氏
REACH規制への対応と課題 三菱化学株式会社 環境安全・品質保証部 品質保証・化学品グループマネージャー 徳重 諭氏
UBEの化学物質管理およびリスクコミュニケーションへの取組み 宇部興産株式会社 環境安全部長 藤川 修三氏
トヨタにおける化学物質の管理・低減への取組み トヨタ自動車株式会社 プラントエンジニアリング部 生産環境室室長 樋口 正裕氏

<中国会場>

講演内容・講師所属・氏名
化学物質管理政策の概要について ～化審法・化管法の見直し～ 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 係長 小高 篤志 井上 望美
化審法におけるリスク評価 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター リスク評価課 主任 松崎 寿氏
化学物質管理のリスクコミュニケーションとCSR 宇部興産株式会社 環境安全部長 藤川 修三氏
REACHにおける情報伝達の重要性と課題 社団法人 日本化学工業協会 REACH タスクフォース 部長 兼 化学品管理部 部長 井上 耕三氏
GHSの動向と今後企業に求められる対応 ～GHS分類・表示の適正化に向け～ 独立行政法人 労働安全衛生総合研究所 健康障害予防研究グループ 宮川 宗之氏

<北海道会場>

講演内容・講師所属・氏名
化学物質管理政策の概要について ～化審法・化管法の見直し～ 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 係長 原 智明 係長 野田 剛司
化審法におけるリスク評価 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター リスク評価課 主任 宮坂 宜孝氏
化学物質のリスク評価の実践 ～実施企業による事例～ 大塚製薬株式会社 徳島本部環境・安全部 朱 吉男氏
化学物質管理のリスクコミュニケーションとCSR ～実施企業による事例～ 宇部興産株式会社 環境安全部長 藤川 修三氏
REACHにおける情報伝達の重要性と課題 社団法人日本化学工業協会 REACH タスクフォース 部長 長谷川 勝昭氏

<関東会場>

講演内容・講師所属・氏名
化学物質管理政策の概要について ～化審法・化管法の見直し～ 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 課長 福島 洋
化審法におけるリスク評価 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター リスク評価課 主任 坂井 るりこ氏
GHSの動向と今後企業に求められる対応 ～GHS分類・表示の適正化に向けて～ 日本大学 理工学研究科 教授 城内 博氏
住友化学の化学品安全管理 ～リスク評価への取り組み～ 住友化学株式会社 レスポンシブルケア室 主席部員 坂田 信以氏
企業によるREACH規制への対応と課題 ～実施企業による事例～ 三菱化学株式会社 環境安全・品質保証部 品質保証・化学品グループ 部長代理 原田 靖之氏

<四国会場>

講演内容・講師所属・氏名
化学物質管理政策の概要について ～化審法・化管法の見直し～ 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 課長補佐 前田 博貴 係長 村松 学
化審法におけるリスク評価 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター リスク評価課 主査 村田 麻里子氏
REACHにおける情報伝達の重要性と課題 社団法人 日本化学工業協会 REACH タスクフォース事務局長代理 兼 化学品管理部 部長 庄野 文章氏
化学物質のリスク評価の実践 ～実施企業による事例～ 石鹼洗剤工業会 環境安全専門委員 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン 山本 昭子氏
化学物質管理のリスクコミュニケーションとCSR ～先進企業における取組み事例～ 宇部興産株式会社 環境安全部長 藤川 修三氏

2. 2 来場者アンケート結果

セミナー来場者に対するアンケート結果を以下に示す。

2. 2. 1 来場者属性等

- ・ 本セミナーへは、総計 1,184 名の参加を得た。
- ・ このうち、89%が企業・業界団体からの参加であり、その半数近くは「化学系」企業であった。次いで、電機関係が 9%、鉄鋼・非鉄金属が 6%と続く。また、7 割弱が PRTR 届出対象事業者であった。
- ・ 本セミナーの情報入手先としては、全体としては「ダイレクトメール」が最も多く、次いで「ホームページ」であった。
- ・ また、本セミナーの効果を把握するための追跡調査に同意するか否かについては、全体として、476 名（55%）の同意が得られた。今後は、これらの参加者に対する追跡調査を検討、実施を通じてセミナーの効果測定を行うことで、さらに実践的なセミナーの立案等に資することが可能である。

(1) アンケート回収数

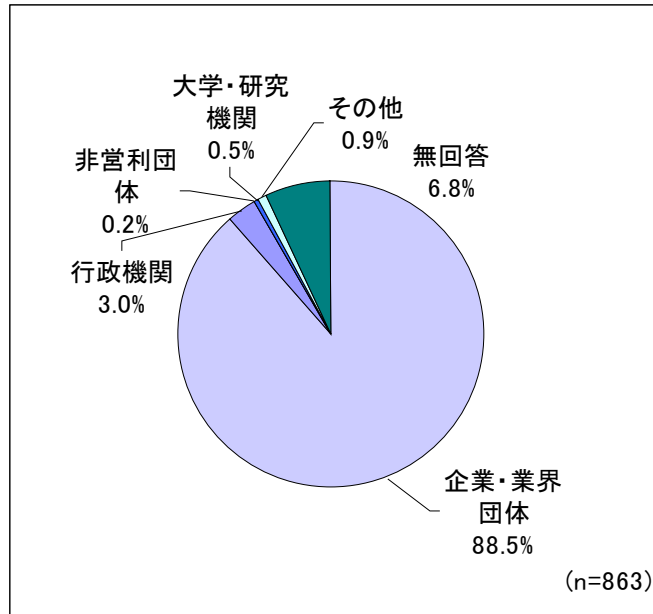
図表 2. 2. 1 - 1 回収数

回収数:863

地区	参加者数	回収数	回収率
北海道	56	43	76.8%
東北	106	78	73.6%
関東	270	194	71.9%
中部	207	183	88.4%
近畿	252	154	61.1%
中国	87	63	72.4%
四国	124	105	84.7%
九州	82	43	52.4%
合計	1,184	863	72.9%

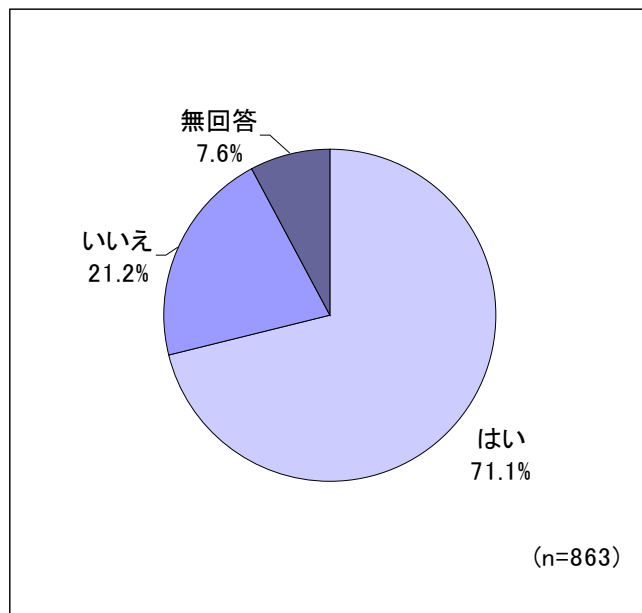
(2) 所属

図表 2. 2. 1-2 来場者所属先



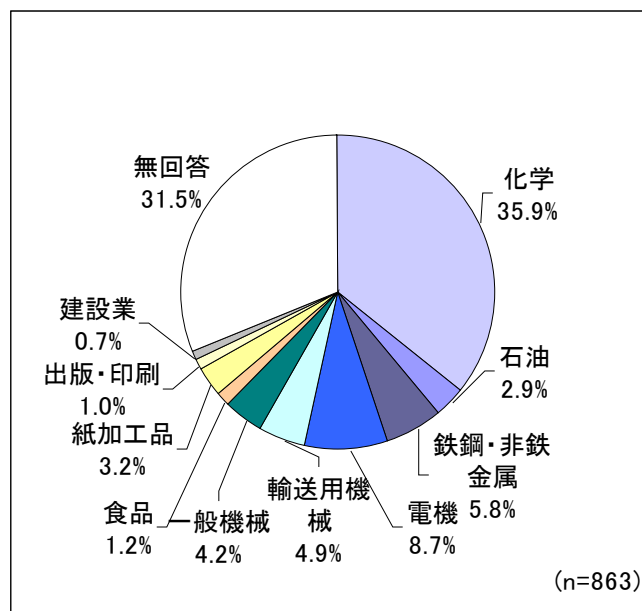
(3) PRTR 届出対象事業者

図表 2. 2. 1-3 PRTR 届出対象事業者の割合



(4) 業種

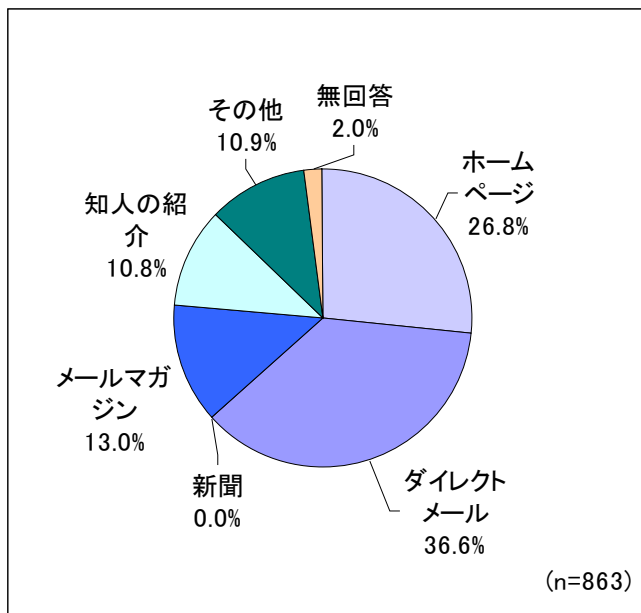
図表 2. 2. 1-4 来場者所属先の業種



(4) 本セミナーの情報入手先

①本日のセミナーを何でお知りになりましたか。

図表 2. 2. 1-5 本セミナーの情報入手先



ホームページで本セミナーを知った参加者のうち、情報を入手したホームページの種類は次のとおりであった。

図表 2. 2. 1-6 ホームページ

単位:件

地区	経済産業省関係	経済産業局関係	自治体関係	その他	未回答
北海道	4	1	0	0	9
東北	11	0	1	1	6
関東	25	2	2	0	35
中部	16	2	0	1	14
近畿	29	1	1	3	28
中国	5	1	0	0	5
四国	7	0	0	1	6
九州	4	0	0	2	8
合計	101	7	4	8	111

<その他の例>

- 業界団体（35件、環境保全協議会、関西化学工業協会、（社）日本化学工業協会、神奈川県環境保全協議会、（社）日本エアゾール協会、（社）日本試験協会、北四国衛生紙綿協同組合、（社）日本自動車部品工業会、（独）製品評価技術基盤機構、全国鍍金工業組合連合会、化成品工業協会、（独）産業技術総合研究所、（社）日本電線工業会、他）
- 社内情報（31件）
- 上司からの案内（11件）
- 経済産業局からの案内（7件、メール、FAX、封書）
- 自治体からのメール（1件）
- その他（8件、取引先の紹介、ホームページ閲覧など）

(5) 追跡調査への同意者

図表 2. 2. 1-7 追跡調査への同意者数

地区	回答者数 (件)	追跡調査へ の同意者 (件)	同意者の割 合
北海道	43	26	60.5%
東北	78	47	60.3%
関東	194	103	53.1%
中部	183	107	58.5%
近畿	154	74	48.1%
中国	63	31	49.2%
四国	105	63	60.0%
九州	43	25	58.1%
合計	863	476	55.2%

2. 2. 2 本セミナーについて

(1) 本セミナーによる化学物質自主管理の重要性への訴求状況等

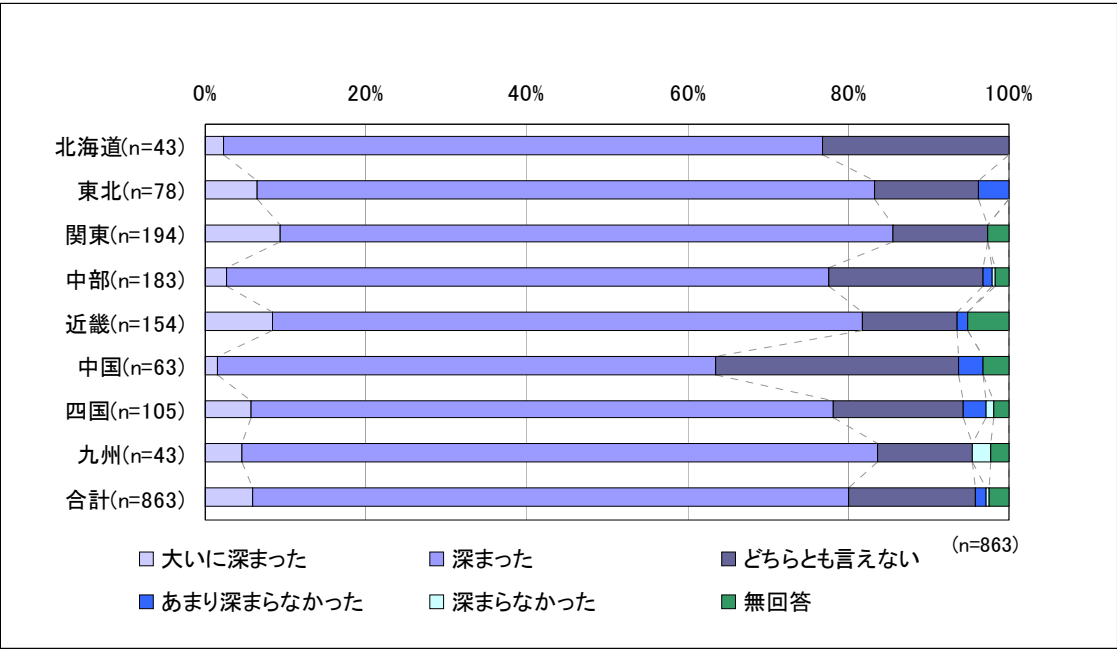
- 本セミナーによって化学物質自主管理の重要性に関する理解が「大いに深まった」「深まった」とする参加者が8割を超えた。また、「大いに役立った」「役立った」とする参加者も9割近くに達しており、本セミナーは化学物質自主管理の普及啓発の役割を果たしたものと言える。
- 特に興味深いとする演題については、各地域において「化学物質管理政策の概要」への関心が高いものとなった。これは化審法の改正のタイミングを反映したものと思われる。次いで、全体的に「リスクコミュニケーション」への関心が相対的に高い結果となった。いずれの地域においても、特に回答が多いテーマが存在し、今後のテーマ設定の際の参考になると思われる。

①本日のセミナーで、化学物質の自主管理の重要性に関する理解が深まりましたか。

図表 2. 2. 2-1 本セミナーによる自主管理の重要性に関する理解の深化

単位：件

地区	大いに深まった	深まった	どちらとも言えない	あまり深まらなかった	深まらなかった	無回答
北海道(n=43)	1	32	10	0	0	0
東北(n=78)	5	60	10	3	0	0
関東(n=194)	18	148	23	0	0	5
中部(n=183)	5	137	35	2	1	3
近畿(n=154)	13	113	18	2	0	8
中国(n=63)	1	39	19	2	0	2
四国(n=105)	6	76	17	3	1	2
九州(n=43)	2	34	5	0	1	1
合計(n=863)	51	639	137	12	3	21

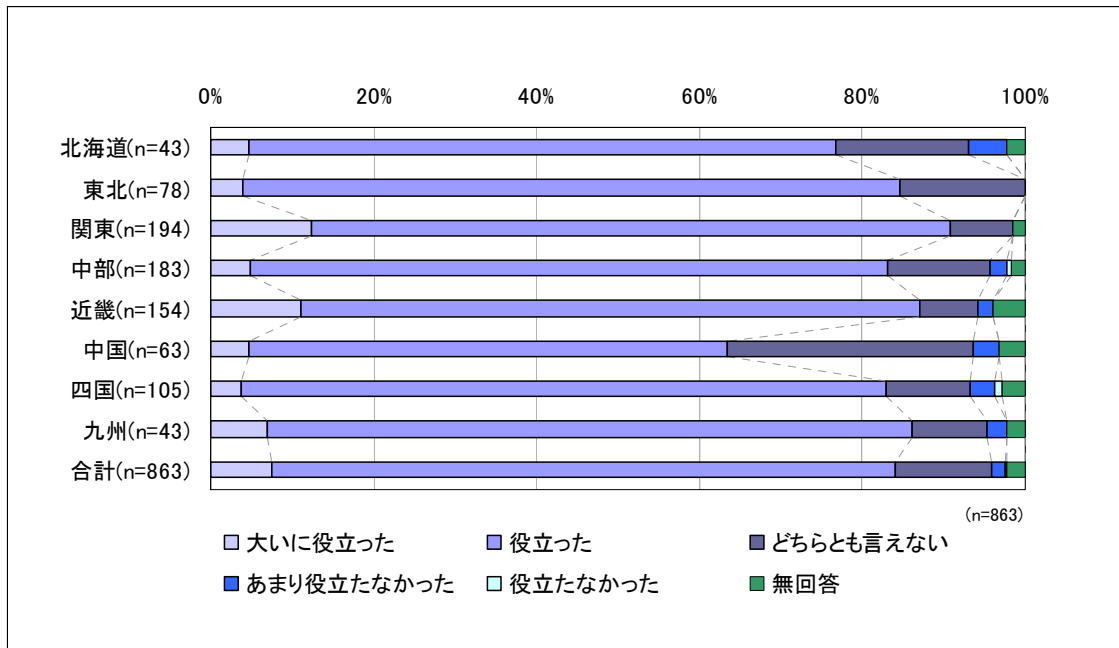


②本日のセミナーは役に立ちましたか。

図表 2. 2. 2-2 セミナーの役立度

単位:件

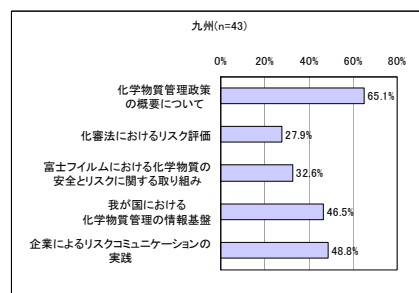
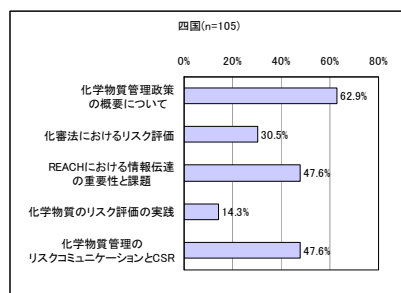
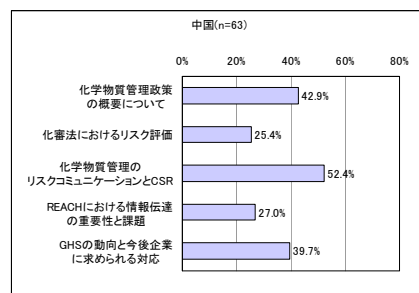
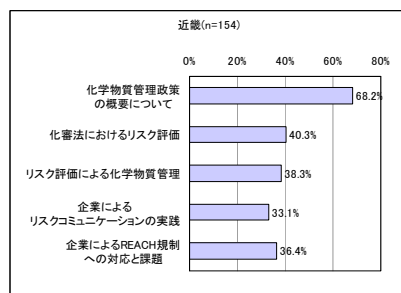
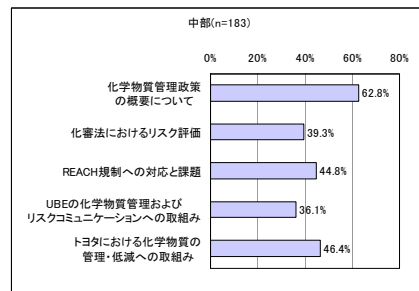
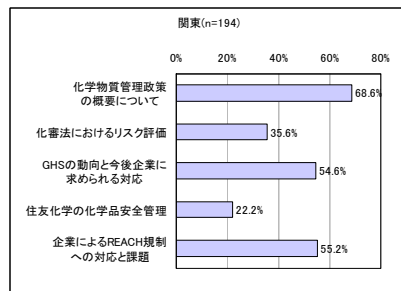
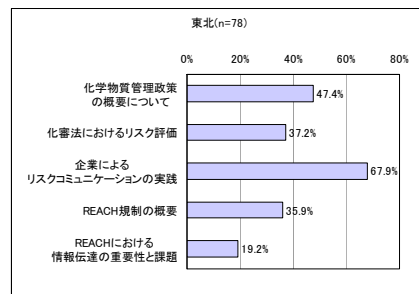
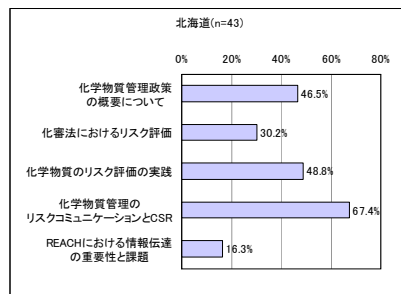
地区	大いに役立った	役立った	どちらとも言えない	あまり役立たなかった	役立たなかった	無回答
北海道(n=43)	2	31	7	2	0	1
東北(n=78)	3	63	12	0	0	0
関東(n=194)	24	152	15	0	0	3
中部(n=183)	9	143	23	4	1	3
近畿(n=154)	17	117	11	3	0	6
中国(n=63)	3	37	19	2	0	2
四国(n=105)	4	83	11	3	1	3
九州(n=43)	3	34	4	1	0	1
合計(n=863)	65	660	102	15	2	19



③本日のセミナーで、特に興味深かった講演はどれですか。（複数回答）

図表 2. 2. 2-3 興味深かった講演

	化学物質管理政策の概要	化審法におけるリスク評価	リスク評価	リスクコミュニケーション	REACH	GHS	化学物質管理の取組	化学物質に関する情報基盤
北海道(n=43)	46.5%	30.2%	48.8%	67.4%	16.3%	—	—	—
東北(n=78)	47.4%	37.2%	—	67.9%	55.1%	—	—	—
関東(n=194)	68.6%	35.6%	—	—	55.2%	54.6%	22.2%	—
中部(n=183)	62.8%	39.3%	—	36.1%	44.8%	—	46.4%	—
近畿(n=154)	68.2%	40.3%	38.3%	33.1%	36.4%	—	—	—
中国(n=63)	42.9%	25.4%	—	52.4%	27.0%	39.7%	—	—
四国(n=105)	62.9%	30.5%	14.3%	47.6%	47.6%	—	—	—
九州(n=43)	65.1%	27.9%	—	48.8%	—	—	32.6%	46.5%



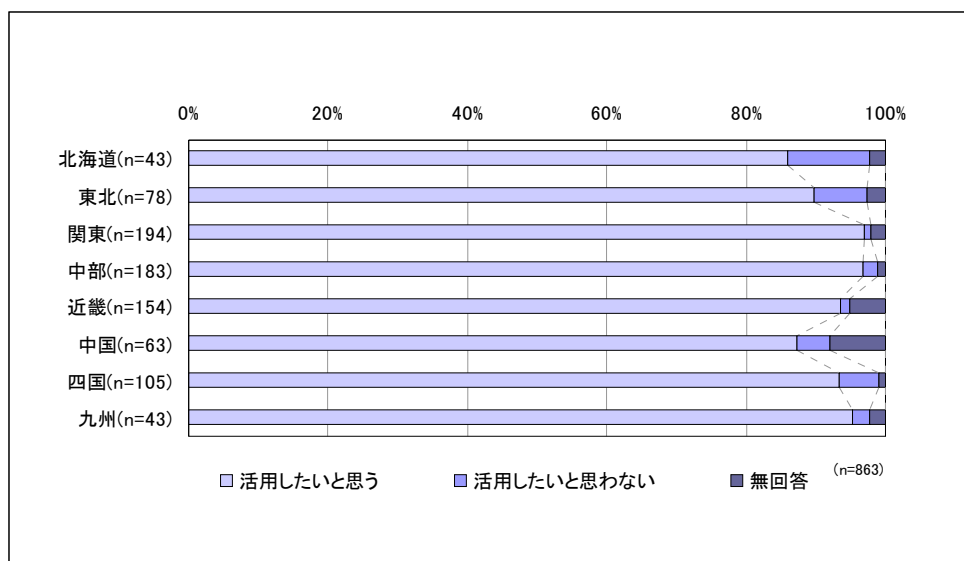
(2) 本セミナー結果の活用意向

- 本セミナー参加者の約9割が、得た内容を社内で活用したいとの意向を示しており、本セミナーは、参加者に対して実践的な情報を提供できたものと推察される。
- 活用方法としては、まず部署内での情報共有が各地域で最も多く7割強であったが、5割強の参加者が「部署以外も含めた情報共有」を想定していることから、本セミナーの結果がより広い範囲へ波及されることも期待できる。
- また、「具体的な制度への反映」を考えている参加者も6割強存在しており、本セミナーの内容が実践に移されることも期待できる。

①本日のセミナーで得た内容について、貴社内で活用したいと思いますか。

図表2. 2. 2-4 本セミナー結果の活用意向

地区	活用したいと思う	活用したいと思わない	無回答
北海道(n=43)	86.0%	11.6%	2.3%
東北(n=78)	89.7%	7.7%	2.6%
関東(n=194)	96.9%	1.0%	2.1%
中部(n=183)	96.7%	2.2%	1.1%
近畿(n=154)	93.5%	1.3%	5.2%
中国(n=63)	87.3%	4.8%	7.9%
四国(n=105)	93.3%	5.7%	1.0%
九州(n=43)	95.3%	2.3%	2.3%
合計(n=863)	93.9%	3.4%	2.8%

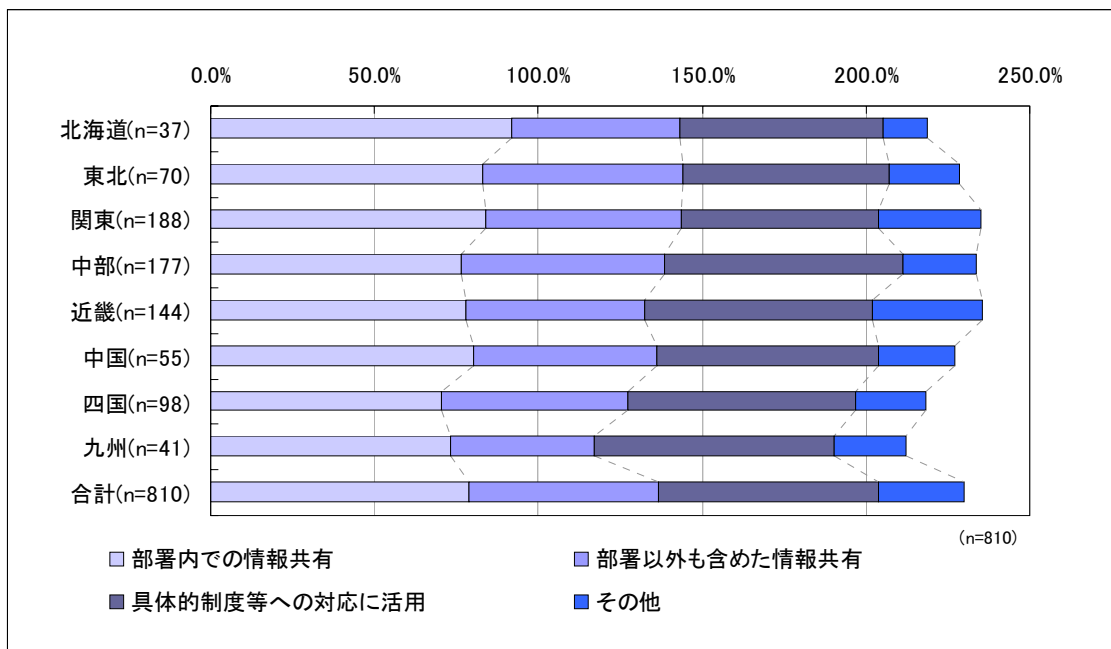


②活用したいとご回答された方にお伺いします。本セミナーの内容について社内でどのように活用したいとお考えですか。（複数回答）

図表 2. 2. 2-5 活用度

単位:件

地区	部署内での情報共有	部署以外も含めた情報共有	具体的制度等への対応に活用	その他
北海道(n=37)	34	19	23	5
東北(n=70)	58	43	44	15
関東(n=188)	158	112	113	59
中部(n=177)	135	110	129	40
近畿(n=144)	112	79	100	48
中国(n=55)	44	31	37	13
四国(n=98)	69	56	68	21
九州(n=41)	30	18	30	9
合計(n=810)	640	468	544	210



1) 部署内での情報共有

図表 2. 2. 2-6 項目別共有度

単位:件

地区	配布資料の回覧・配布	社内研修で配布資料をテキストとして使用	勉強会の開催	その他
北海道(n=34)	28	3	5	1
東北(n=58)	44	6	11	5
関東(n=158)	127	10	27	3
中部(n=135)	113	14	16	2
近畿(n=112)	89	11	17	4
中国(n=44)	36	6	5	1
四国(n=69)	48	11	13	3
九州(n=30)	23	3	5	5
合計(n=640)	508	64	99	24

図表 2. 2. 2-7 部署内での情報共有の具体的内容（自由記述）

<北海道>	・社内のRA、MSDSの実約に。
<東北>	<ul style="list-style-type: none"> ・法規制のための対応 ・法規制への対応 ・QC大会でのISO事務室発表時の資料として ・実施方法の参考として ・REAC規制について ・社内教育の中で ・報告書等の周知
<関東>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ内の分科会で説明したい ・周知 ・概要を部内発信、テキストを共有 ・研究員に対する個人教育 ・資料をもとに社内の影響調査を行い、情報共有する ・部内での情報共有 ・グループおよび部内の勉強会 ・出張報告の回覧 ・報告書とともに資料回覧 ・できれば、本日の資料をメール配信したい。本日の資料をHPに掲載していただきたい。 ・改正化審法、化学品製造メーカーとしての対応
<中部>	<ul style="list-style-type: none"> ・システム作り ・薬品管理社内講習に利用 ・社内環境保全グループにて活用 ・専門者教育 ・朝礼報告 ・コメントを入れて閲覧 ・ダイジェスト版の作成・回覧 ・現運用対応中ではあるが、各人での理解不足等を補足する ・幹部及び社内への意識付け ・化審法の対応 ・ISO14001の社内研修で活用したい ・定期的な教育を実施中 ・定期ミーティングで報告
<近畿>	<ul style="list-style-type: none"> ・まずはRC、環境担当に理解をうながし、対応者のパイを増やす。実務担当育成。 ・リスク評価についての項目 ・化学物質の管理等社内教育訓練に使用する ・出張報告書作成 ・化学物質のリスク管理評価手法
<中国>	<ul style="list-style-type: none"> ・開発液への参考にしたい ・法改正と会社の関連について ・ISOマネジメント会議報告
<四国>	<ul style="list-style-type: none"> ・UBEの取組について、同様な部署へ情報提供する ・化管法の見直し内容の説明 ・実務 ・部門担当箇所のCopy回覧 ・社内研修の為の情報共有を行う。 ・ミーティングで報告
<九州>	<ul style="list-style-type: none"> ・所属課のメンバーに対し、勉強会を行う。 ・サプライヤの教育

2) 部署以外も含めた情報共有

図表 2. 2. 2-8 項目別共有度

単位:件

地区	配布資料の回 覧・配布	社内研修で配布 資料をテキストと して使用	勉強会の開催	その他
北海道(n=19)	18	0	2	1
東北(n=43)	30	4	7	2
関東(n=112)	77	15	22	6
中部(n=110)	84	11	9	5
近畿(n=79)	49	12	18	3
中国(n=31)	22	10	5	1
四国(n=56)	40	7	4	4
九州(n=18)	13	1	3	1
合計(n=468)	333	60	70	23

図表 2. 2. 2-9 部署以外も含めた情報共有の具体例（自由記述）

<北海道>	・工場の管理システムの構築
<東北>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて事業者へ情報提供 ・QC大会でのISO事務室発表時の資料として ・部長クラスへの回覧、製品構成物質がポイント ・REAC規制について ・事業所査○指導の中で ・社内全体での化学物質管理の認識を高める
<関東>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部門を集めて、報告を実施 ・ポイントをメールで配信 ・化学物質のRAに活用したい ・法改正内容を整理し、周知する(説明会実施) ・改正化審法概要 ・資料をもとに自業種に焼きなおした資料を作成し、情報共有する(企業グループ内で)。 ・委員会活動の中での勉強会等 ・他事業場に当該部門への情報提供 ・レポートの社内配布 ・お客様への情報提供 ・参加報告書配布
<中部>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術担当者対象の勉強会など ・安全衛生会議での報告 ・社内への報告、議事録の配布・開示 ・社内webでの開示 ・社内環境会議にて説明して、認識して貰う。 ・ISOシステム管理の一環として情報共有する ・環境情報として報告 ・現行化学物質管理システムの改良と周知運用
<近畿>	<ul style="list-style-type: none"> ・社内会議での説明、各部門への対応内容の指示連絡 ・連絡会で法令改正内容の周知 ・要約による報告 ・所内説明会の実施 ・化学物質の管理等社内教育訓練に使用する ・全社員対象の社内講習会
<中国>	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書 ・法改正と各部署の関連について ・社内勉強会の実施にて、ISO推進メンバーのスキルアップをはかる。
<四国>	<ul style="list-style-type: none"> ・実務 ・法対応担当者への回覧 ・化学物質管理基準のへの反映 ・各部署でのリスク評価を実施する為に社内研修を行う。 ・該当部門を集めた説明会 ・総務部等への周辺住宅等への窓口部長と一緒に ・ミーティングでの報告
<九州>	・関係部署に報告したい

3) 具体的な制度等への対応に活用

図表 2. 2. 2-10 項目別共有度

単位:件

地区	REACH規則	MSDS制度	PRTRデータ制 度	GHS	リスクコミュニ ケーション	その他
北海道(n=23)	5	11	15	4	9	0
東北(n=44)	15	25	25	4	11	1
関東(n=113)	59	63	51	52	20	3
中部(n=129)	40	85	88	27	31	4
近畿(n=100)	48	59	57	29	19	4
中国(n=37)	13	17	22	11	6	0
四国(n=68)	21	41	49	10	13	0
九州(n=30)	9	20	16	11	8	4
合計(n=544)	210	321	323	148	117	16

図表 2. 2. 2-11 具体的制度等への対応の具体例（自由記述）

<p><関東></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実践現場での適応 ・REACH規制の取り組み方について ・製品含有化学物質対応の準備 ・物質情報の伝達/製品管理化学物質の見直し ・今後、使用予定の物質に対する準備 ・MSDS作成 ・REACH登録検討 ・全般 ・化学物質削減取り組みの推進 ・化審法・化管法改正 ・城内氏のHP活用
<p><中部></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正の対象物質にもとづくMSDSの収集 ・今後の業務に活用する ・トヨタの事例 ・変化点(改正内容) ・化審法改正 ・仕入先に対し、MSDSの更新依頼 ・製品に使用する化学物質のMSDS入手を見直す ・ISO14000
<p><近畿></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・化審法 ・届出の準備 ・営業活動 ・企業の具体的な対応について ・法規対応(化審法) ・化学物質輸入量の管理
<p><中国></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GHS対応MSDS作成
<p><四国></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいMSDSの取り寄せ等 ・EOの排出 ・MSDSの再評価 ・顧客依頼への回答対応 ・PRTRの届出
<p><九州></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し後の新規物質情報の確認等。 ・化審法届出 ・RoHS指令 ・全社現況の法的適合性再チェック。 ・JAMP AIS作成

図表 2. 2. 2-12 その他（自由記述）

<p><中国></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の勉強から
<p><四国></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の削減事例

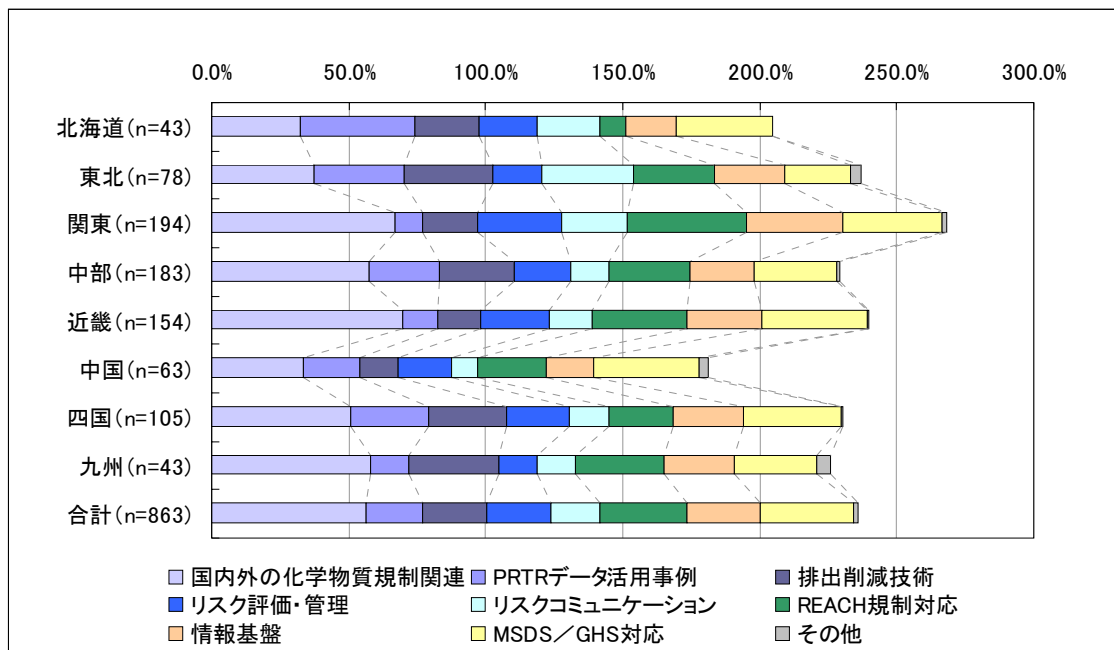
(4) 今後のセミナーに対する要望

- 今後のセミナーに期待するテーマとしては、地域ごとにばらつきが見られるものの、全体としては、「国内外の化学物質規制関連」が過半数を占めた。本テーマは、各地域においても上位にランクインしており、各地域で共通して、多くの事業者が求める情報であることがわかる。
- 次いで、「MSDS/GHS 対応」への期待が相対的に高く、東北地域以外では、1～4位にランクインしている。本セミナーにおいても、GHS に関する演題に対しては関心が高いものとなっており、今後さらに情報発信、普及してゆくべきテーマの一つと考えられる。
- また、「排出削減技術」や「PRTR データ活用事例」といった現場での対応と想定されるテーマについては地方会場で、本社レベルでの対応と想定される「情報基盤」については都市部での回答が高いものとなっている。

図表 2. 2. 2-13 今後のセミナーに対する要望

単位:件

地区	国内外の化学物質規制関連	PRTRデータ活用事例	排出削減技術	リスク評価・管理	リスクコミュニケーション	REACH規制対応	情報基盤	MSDS/GHS対応	その他
北海道(n=43)	14	18	10	9	10	4	8	15	0
東北(n=78)	29	26	25	14	26	23	20	19	3
関東(n=194)	130	19	39	60	46	85	68	70	3
中部(n=183)	105	47	50	38	25	54	43	55	2
近畿(n=154)	107	20	24	39	24	53	42	59	1
中国(n=63)	21	13	9	12	6	16	11	24	2
四国(n=105)	53	30	30	24	15	25	27	37	1
九州(n=43)	25	6	14	6	6	14	11	13	2
合計(n=863)	484	179	201	202	158	274	230	292	14



①今後、化学物質管理についてどのような内容のセミナーを希望されますか。（複数回答）

<北海道>

1	PRTRデータ活用事例	20.5%
2	MSDS/GHS対応	17.0%
3	国内外の化学物質規制関連	15.9%
4	排出削減技術	11.4%
5	リスクコミュニケーション	11.4%
6	リスク評価・管理	10.2%
7	情報基盤	9.1%
8	REACH規制対応	4.5%
9	その他	0.0%

<東北>

1	国内外の化学物質規制関連	15.7%
2	PRTRデータ活用事例	14.1%
3	リスクコミュニケーション	14.1%
4	排出削減技術	13.5%
5	REACH規制対応	12.4%
6	情報基盤	10.8%
7	MSDS/GHS対応	10.3%
8	リスク評価・管理	7.6%
9	その他	1.6%

<関東>

1	国内外の化学物質規制関連	25.0%
2	REACH規制対応	16.3%
3	MSDS/GHS対応	13.5%
4	情報基盤	13.1%
5	リスク評価・管理	11.5%
6	リスクコミュニケーション	8.8%
7	排出削減技術	7.5%
8	PRTRデータ活用事例	3.7%
9	その他	0.6%

<中部>

1	国内外の化学物質規制関連	25.1%
2	MSDS/GHS対応	13.1%
3	REACH規制対応	12.9%
4	排出削減技術	11.9%
5	PRTRデータ活用事例	11.2%
6	情報基盤	10.3%
7	リスク評価・管理	9.1%
8	リスクコミュニケーション	6.0%
9	その他	0.5%

<近畿>

1	国内外の化学物質規制関連	29.0%
2	MSDS/GHS対応	16.0%
3	REACH規制対応	14.4%
4	情報基盤	11.4%
5	リスク評価・管理	10.6%
6	排出削減技術	6.5%
7	リスクコミュニケーション	6.5%
8	PRTRデータ活用事例	5.4%
9	その他	0.3%

<中国>

1	MSDS/GHS対応	21.1%
2	国内外の化学物質規制関連	18.4%
3	REACH規制対応	14.0%
4	PRTRデータ活用事例	11.4%
5	リスク評価・管理	10.5%
6	情報基盤	9.6%
7	排出削減技術	7.9%
8	リスクコミュニケーション	5.3%
9	その他	1.8%

<四国>

1	国内外の化学物質規制関連	21.9%
2	MSDS/GHS対応	15.3%
3	PRTRデータ活用事例	12.4%
4	排出削減技術	12.4%
5	情報基盤	11.2%
6	REACH規制対応	10.3%
7	リスク評価・管理	9.9%
8	リスクコミュニケーション	6.2%
9	その他	0.4%

<九州>

1	国内外の化学物質規制関連	25.8%
2	排出削減技術	14.4%
3	REACH規制対応	14.4%
4	MSDS/GHS対応	13.4%
5	情報基盤	11.3%
6	PRTRデータ活用事例	6.2%
7	リスク評価・管理	6.2%
8	リスクコミュニケーション	6.2%
9	その他	2.1%

2. 2. 3 来場者による化学物質管理の状況

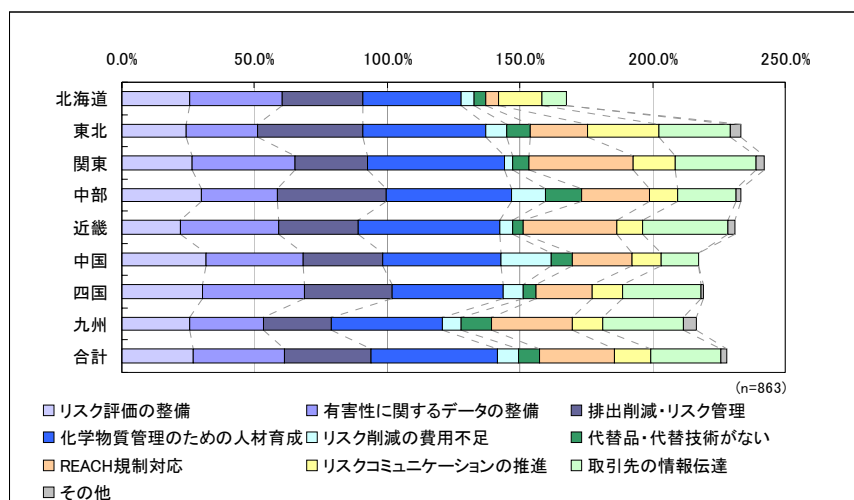
(1) 来場者による化学物質管理の状況

- 参加者が抱えている化学物質管理の課題としては、「人材育成」が最も多く、各地域に共通した課題であることがわかった。特に関東及び近畿の都市部では、高い回答となっており、本社レベルでの人材不足も課題であることが推察される。
- 続く課題は各地域によってばらつきがあるものの、「有害性に関するデータの整備」、「排出削減・リスク管理」、「REACH 規制対応」といった点が挙げられた。
- 経済産業省に対する期待について自由に回答いただいたところ、情報やデータの提供を期待する声が多く聞かれた。また、国際整合性の確保や省庁間の連携への取り組みといった期待も見られる。その他、個別具体的な制度への対応や人材育成、資金支援なども挙げられている。さらに、本セミナーのように地方でのセミナー開催、テーマを絞ったセミナー開催など、セミナー形式での情報発信に対する期待も高い。

① 貴社における化学物質管理の課題はどのようなことですか。（複数回答）

図表 2. 2. 3-1 化学物質管理の課題

地区	リスク評価の整備	有害性に関するデータの整備	排出削減・リスク管理	化学物質管理のための人材育成	リスク削減の費用不足	代替品・代替技術がない	REACH規制対応	リスクコミュニケーションの推進	取引先の情報伝達	その他
北海道	11	15	13	16	2	2	2	7	4	0
東北	19	21	31	36	6	7	17	21	21	3
関東	51	76	53	100	6	12	76	31	59	6
中部	55	52	75	87	23	25	47	19	41	3
近畿	34	57	46	82	8	6	54	15	50	4
中国	20	23	19	28	12	5	14	7	9	0
四国	32	40	35	44	8	5	22	12	31	1
九州	11	12	11	18	3	5	13	5	13	2
合計	233	296	283	411	68	67	245	117	228	19



②その課題に対し、経済産業省へ期待することがございましたらご自由にご記入ください。

◆法規制解説に関する要望

- ・ 解り易い法令の解説。法規が広範すぎて読みにくい。（関東）
- ・ 改正化審査法における勉強会の推進（関東）
- ・ 法規制の分かりやすさ、調べやすさ（近畿）

◆情報発信に関する要望

- ・ HP 上での情報公開のさらなる充実（近畿）
- ・ HP 等で広くテキスト等を公開してほしい。（関東）
- ・ HP での公開。（関東）
- ・ 情報の発信。（関東）
- ・ 情報開示と書類の配布（中部）
- ・ 化学物質管理のための情報を、可能な限りわかりやすく、早くいただきたい。（四国）
- ・ 海外法規制の情報の充実。（関東）
- ・ 国内外の化学物質法規情報の発信（中部）
- ・ 法令規制や国際的な要請に企業や業界が的確に対応できるよう、極力ワンストップ的に活用できる DB の整備と公開。大手企業によるような取り組みは、限られた会社しか行えない。（関東）
- ・ 化審査改正内容（Q&A を含む）の METI ホームページでの公開と、担当窓口での Q&A 受付（中部）
- ・ 代替品の情報があれば提供してほしい（中部）
- ・ 特定の化学物質に対するリスク対策の具体的情報の公表（またはコンサルティング）も希望しています。（北海道）
- ・ PRTR のデータを、排出規制やリスクミに活用できるような方針を示していただくことはできないか。（中部）
- ・ 例えば PRTR 改正で、A 重油等に含有物質が新たに追加された。広く一般に使われているので、メディア等を使って積極的にアナウンスすべきです（年間使用量からみると、かなりの対象者が増えると予想される）。（東北）

◆データ、ツール等の提供

- ・ 化学物質管理に関するツールの提供（一般の方が理解出来る解説）。（東北）
- ・ データ整理しやすい様な統一ツールの提供、川上～川下まで同じツールを使う様にし、報告し合ったら把握し易くなると思う（報告し合うルールも）。（四国）
- ・ 化学物質に関する種々のデータの HP 上等での公開。（関東）
- ・ 化学物質情報データベースの利用の簡素化、内容の充実（近畿）
- ・ 国(経産省)が企業よりデータが得られれば、積極的に公開いただきたい。（近畿）

- ・自然物など人為的合成物以外の規制の方向性を示してほしい（データに基づいて）（中部）
- ・物性・有毒性データのデジタル形式での公開。（九州）

◆資料関係に対する要望

- ・PRTR 排出量等算出マニュアルは有償でもよいので製本版も発行していただきたい。（中部）
- ・ガイドブックやパンフレットにも有益な情報があり、これらの資料も説明してほしいです。（中部）
- ・講習会等への参加以外でも、今回のような資料の配布を考えてほしい。（資料のみの要求に対応）（中部）

◆情報基盤の充実

- ・CHRIP の充実。既存化学物質でグループ登録されている物質は、「特定できず」と表示されることが多いので、該当する CAS 番号が（できれば、もれなく）表示されるようにしてほしい。（中部）
- ・NITE の CHRIP は必要な情報が整理され役立っています。今後も情報の追加、充実をお願いします。（中部）
- ・基盤整備（関東）

◆情報伝達に対する対応（情報伝達システムの充実、指導等）

- ・どの業種にも各規制など対応した情報伝達の仕組みを義務化し、標準化していただきたい。各企業ごとに取り組みや仕組みが異なり対応に困っているため、統一化を期待します。（関東）
- ・情報伝達システムの統合化。（関東）
- ・情報伝達のしくみのグローバル化（近畿）
- ・情報伝達基盤の産業界全体での整合性確保への支援など（中部）
- ・(JAMP 等)情報伝達(システム)に関する支援もぜひお願いしたい。（関東）
- ・今回の化管法(令)改正に対して、何度も請求したにも関わらず、原料メーカーからの MSDS が、10月1日以降しか届かなかったものが多数あり、10月1日に発行した MSDS は最新の内容となっていない。原料メーカーは、川上企業としての自覚を持って、8月中には今回の PRTR 情報を出すべきで、その点、経産省からのご指導が欲しかった。（中部）
- ・川下メーカーにとって、上流からのサプライチェーンを通して情報が伝わって来ない事が多く、アークル含有化学物質調査が非常に困難。情報伝達の仕組みを化管法以外の法律にも広げて頂きたい。（九州）

- ・ REACH 対応用の川上から川下、川下から川上への情報伝達が円滑に行くようにご指導をお願いします。JAMP は強制力がないため、いつになったら実用的になるのか分からず、不安です。（関東）

◆CAS 番号

- ・ 色々な法令に該当する物質リストがありますが、CAS No. が明記されていないリストが多く、名称だけでは検索した際に同一物質かどうかの判定ができず、困っています。名称はいろいろ変化しても CAS No. さえ明記されていれば、該当物質かどうかの判断がしやすくなりますので、ぜひご検討ください。（中部）

◆国際整合性に対する対応

- ・ CLP の危険物リストと NITE の GLP 一覧表の区分・警句文章には大きな差がある。今後どちらをひな型にしたらよいか迷っている。早い時期に EU と日本でハーモナイズしてほしい。（関東）
- ・ EU 域内顧客より、当社製品の Co60 含有調査が多数あり。放射性同位原素を分析する機関が少ない。日本と EU 各国の法整備のちがいが(日本の遅れ)がある。原子炉等廃材の再利用を考えているのなら、至急なんらかの指針をだしてほしい。(EU 各国の規制と分析機関の増加を願う)。(東北)
- ・ 欧州・米国・中国等異なる規制が多く、別々の対応となっているが、日本として統一の仕様を決め、どの国のどの規制に対しても通用する国内規制を作って欲しい。出来れば世界共通仕様とするのが望ましい。(九州)
- ・ 国内法と欧州規制の格差を減じることが、国内企業にとっても有益なことだと、個人的には考えています。宜しく対策をお願い申し上げます。(関東)
- ・ 増えていく一方の SOC の国際的なコンセンサスが必要(特に EU)。(中国)

◆他省庁との連携

- ・ 環境省事業である『化学物質アドバイザー』などとの連携をお願いします。(中部)
- ・ 国内外の整合性、各省庁間の整合性をより早く対応していただきたい。(関東)
- ・ 他省(厚労省、環境省)との間の位置づけを明確にし、省コスト化することが望ましい。化学物質については、基本は3省合同で対応してはどうか(ECHA のように)。(関東)
- ・ 他省庁(特に環境省、厚生省)との連絡強化(安衛法改正との調整)。(中部)

◆REACH 規制に対する対応

- ・ REACH 規制対応に対する国内化学物質管理法令の対応規制。(関東)
- ・ REACH 対応のため、JAMP が活動しているが、より経産省がリード役となり日本全体の産業界のとりまとめをしていただき、調査方法の統一化を行ってほしい。(中部)
- ・ 中小企業の REACH 規制対応のやさしいガイドライン作成を望む。(関東)

◆リスクコミュニケーションに関する要望

- ・リスクコミュニケーションの技術提供、資格制度創設（中国）
- ・リスクコミュニケーションを積極的に仕掛けていく。なかなか広まらない現状にもどかしさを感じる。（関東）
- ・規模が小さい会社、団体のリスクコミュニケーション事例を知りたい。（東北）
- ・近年、リスクコミュニケーションに関するセミナー等は、増加していると思います。研究者や企業の方々の認知度は高まっていると思いますが、消費者はまだ有害性の方に重みを置いていると感じます。（九州）

◆リスク評価に関する要望

- ・企業で実際に行う場合の、リスク評価の具体的な手法などを示して頂けると参考になります。（近畿）
- ・『リスク評価』に係る人材の不足。特に、ハザード評価可能な人材の早急な育成とその人材バンク等の支援が必要。「リスク評価・管理」は手法としてはあるが、これについてもっと理解・実施できる機関が必要ではないか？（関東）

◆GHS に対する対応

- ・GHS 関連情報が未だ公表されていないものがあるので、即対応して頂きたい。（九州）

◆人材育成に関する要望

- ・化学物質に関する知識の少ない人が利用できる e-learning システムの整備、一般開放（中部）
- ・人材育成の為のツール(e ラーニング等)開発（近畿）

◆資金面での支援

- ・REACH 規制に代表される複雑な化学物質管理について、中小企業などの小規模事業者に対しては資金面も含めた十分なサポートをお願いしたい。（東北）
- ・化学物質の含有分析(数値)を実施するにあたり、個体の商品群が多数あり、調査第三者機関を通して実施することが費用的に困難。他社においても同様と考える。（関東）
- ・環境への取組ができる企業とできない企業があるので、環境関連設備の導入助成金を作ってほしい（中小企業では環境関連設備にまで、手が廻らないため）。（近畿）
- ・NEDO の様な省エネに対する国の補助制度が、化学物質管理にもあれば良いと思う。（中国）
- ・化学物質削減のための代替品・代替技術は高コストになってしまうため、考慮していただきたい。（補助金など）（近畿）
- ・削減施策について、補助がほしい。（四国）

◆その他化学物質管理に関する要望

- ・回りくどい説明ではなく、何を届出すれば良いか明確にしてほしい（近畿）
- ・実務作業を行う際、化審法を担当されている各省の部署やNITEの担当者と話をしないとわかりづらい部分があり、指摘への対応に時間がかかっています。立ち入り検査で直接話をして理解できた部分が多かったため、記載例等で実例等があるとわかりやすいと思います。（東北）
- ・深く潜在している毒汚染の実態に鑑み、毒汚染大国化をどう防ぐか、生物種の減少や医療難民化をどう防ぐか。（九州）
- ・化学業界へ同じレベルの対応。石油は監督官庁の相違で同レベルとは思えない。石油関係の中小企業への支援対応を潤滑油協会（JALOS）を通じて考えてほしい。（中部）
- ・化学物質の種類は多種多様であり、いかにもれなく集計し、理解するかが課題です。（中部）
- ・実態に合わない規制で事業者が無駄な負担を課さないよう配慮願いたい。例、トリブチルスズ不純物含有品の輸出承認について。（関東）
- ・2020年までに現行より30%CO₂を減らすための、化学品製造業に対する手法の例示。（関東）
- ・化学物質の管理において、ユーザーによって書式等が違い、物質も微妙に違いがあり対応に追われています。できれば、JAMPなどのように統一して、一括にできるようにしていただきたいです（川下企業に）。（四国）

◆セミナー数の増加、定期開催、具体的テーマでの開催

- ・このようなセミナーの定期的な開催。（関東）
- ・定期的なセミナーを開いて欲しい。（中部）
- ・各種セミナーの開催。（関東）
- ・セミナーの拡大を（中部）
- ・セミナーの年間回数をふやしてほしい。（東北）
- ・セミナーを増やしてもらいたい（中部）
- ・様々なセミナーを多く開いて頂きたい。（近畿）
- ・レベル別のセミナー。（東北）
- ・化学物質管理において、まだまだ理解不足なので、この様なセミナーを多数開催して頂きたい。（東北）
- ・化学物質管理のためのデータベース構築に関するセミナー（近畿）
- ・SUHC追加物質についてのセミナーを希望（年2回程）。（関東）
- ・各企業のリスクコミュニケーションの実践例を紹介していただけるセミナーを開催してほしい。又、削減物質の代替案、削減した方法についても紹介してほしい。（東北）

- ・講演会だけでなく、化学物質管理のための人材育成研修会なども主催していただけるとありがたいです。（近畿）
- ・今回のような研修会には今後も積極的に参加したい。（関東）
- ・研修会の開催。（関東）
- ・中国情報があれば、同様のセミナーを願いたい。（関東）

◆地方でのセミナー開催

- ・セミナーなどは東京で開催されることが多く費用も大変高いので、このように地元で無料なのに多くの情報をいただける機会は非常に有難いです。（近畿）
- ・化学物質管理関連セミナーは、これまで東京で行われることが多かったが、地方でやっていただけたので参加できた。今後も同様のセミナーを地方でも開催していただきたい。（近畿）
- ・今回のようなセミナーを、北海道でも数多く実施して欲しい（旭川、室蘭等）。（北海道）
- ・東京や大阪でのセミナーは多いが、九州でのセミナーの回数を増やして欲しい。（九州）

◆その他

- ・グローバル化の中で、是非世界共通管理データとなるよう、日本がリードしてほしい。（近畿）
- ・中小企業への支援を期待したい（代替品への移行によるコスト増や人材育成の時間・費用等）（近畿）
- ・違反例等、実際どんな状況であるのか、どのような罰則になるのか、説明。新規化学物質であるかの調査を行う場合、化学物質によっては別名があり、化審番号を調べるのが大変です。原料のCAS等で調べられる方法はできないでしょうか？調査方法が簡単にできるように工夫していただけないでしょうか？（関東）
- ・化学物質に対して、国内の企業の認識がとても低いと感じます。開示ができないという回答が多すぎるので、もっと浸透させてほしいと思う。（東北）
- ・具体的な事例が多いとうれしい。（北海道）
- ・午前の部、午後の部と分けてくれると助かります。（中部）

(2) その他要望

- 化学物質管理政策に関しては、「法規制の一元化や簡素化」、「関連省庁との連携」など、各種ある化学物質管理の法規制を統一し、事業者の負担軽減を求める要望が挙げられた。これと類似して、法改正による事業者の負担も指摘された。
- 情報発信に対する要望も多数見受けられており、本セミナーのようなセミナー形式での情報発信の期待も高い。セミナー開催については、経営者層への普及啓発の必要性を挙げる声も見受けられた。

◆法規制の一元化、統一化、簡素化

- 化学物質を扱う法律が多岐にわたり対応が大変です。できるだけ整理統合していただくようお願いします。(中部)
- 化学物質管理に関する法令が非常に多く多岐に渡っており、法の適用を受ける側としては、一元化して欲しい。(近畿)
- 現在、化学物質を管理する法律の書簡が多岐にわたっており、そのため、MSDS作成や物質管理が煩雑になっている(公正労働省所管の労安法、毒劇法、環境省所管のPRTR法、経産省所管の化審法etc)。そのため、PRTRではMSDS義務がなくても、労安法上は提供義務がある事態が生じている。省庁の縦割りでMSDS作成を説明するのではなく、省庁関係書類に、作成義務etcの有無で説明すべきだ。ひいては、化学物質基本法といったような、基本法を制定すべきだと思う。(中部)
- 国として全てを統一し、化学物質の一覧を作成してほしい！(近畿)
- 届出が必要な要件が増えてきて、本来の業務を圧迫しつつある。株式体系も複雑化しているので、専門知識を持った者でしか対応が難しく、要員の育成と要員の確保が困難になってきた。もう少し各省・各自治体に届出する情報の統一化ができないものか？(例：大阪化学物質管理条例での届出データは、PRTRデータで十分ではないか)(近畿)
- 法律や体制にムダをへらし、わかりやすいものにしてほしい。(四国)
- 化学物質を総括的に管理するには多くの省庁が協力することが大切だと思います。様々な障害があるのですが、お働きに期待しております。(九州)
- 関連する省間での連絡を密にして、各省がバラバラで規制等しないようにしてほしい。(近畿)

◆法規制改正に対する要望

- リスクの観点から一般⇔優先と一方通行にしないのはいいと思いますが、管理がコロコロ変わると手間が増えるばかりになる。とりあえず、一度決めたものはできるだけ変更しないでほしい。PRTR法の番号も、変更だけでものすごい手間がかかった。(近畿)

- ・化管法・すでに指定された物質の政令番号の変更は、できるだけさけてほしい。MSDSの変更・再配布は費用と手間が大変です。（関東）

◆国際整合性の確保への要望

- ・化学物質管理、規制について→グローバル基準と整合性を取ってほしい。p48 すべて→対象外 MSDS 不要。安衛法、PRTR 法、化審法などの国内の整合性を取ってほしい（中部）
- ・化審法による化学物質の都道府県別出荷数量は、現実の物質届け先を把握しないと環境排出量の推計に利用出来るデータとならないのではないのでしょうか。言い換えれば、販売先の本社所在地で数量報告を集計するのは、物流先の所在地に改めるべき。（関東）
- ・海外規制（特に欧州）と国内規制の一致（管理が楽になる）。日本は遅れている。例、鉛使用の OK のため、混入が発生しやすい。（関東）

◆情報発信

- ・アジア各国の情報を開示していただける環境を作ってほしい。アジア各国の情報開示を行ってほしい。輸入品ではサプライチェーンの化学物質に関する情報は入手しづらい。大手企業同士ではサプライチェーンの情報は流れている様だが、中小企業にサプライチェーンの情報切れがよくおこる。法的に何とかならないのでしょうか？（近畿）
- ・ご予約されていることと思いますが、本セミナー資料の HP における公開をしていただけますようお願いいたします。（中部）
- ・化学物質削減に向けた具体的事例の開示が少ない（中部）
- ・規制変更などの情報開示手段、伝達が一般企業にはわかりにくい。（中部）
- ・情報が少ない。わかりにくい。（東北）
- ・情報の開示、明確化（関東）
- ・情報伝達において、ツール（JGP、AIS 等）の一本化又は互換性の整備（近畿）

◆HP 掲載

- ・Q&A に関する情報は、共有化できるように工夫していただきたい。講習会受付については、なんらかの形で回答が欲しい（申し込みが相当前になるので、どうしても確認が必要となる）（関東）
- ・化学物質規制へのアドバイスや HP の充実（中部）
- ・各国で化学物質に対する規制が強化されてきている。NITE 情報で各国の規制が通知されているが、翻訳されておらず、容易に内容が把握できない。邦文への翻訳がすばやくなされ、省庁などの HP で紹介してもらいたい。（関東）

◆中小企業への支援

- ・中小企業の労働安全や化学物質管理の指導を行っているが、中小企業では情報が少ないため、割と安易に化学物質を使用している。情報源としてのMSDSの整備を進めてほしい。一物質についても提出可能な制度にして欲しい。（中部）
- ・年々規制が厳しくなっていくが、中小企業ではそれに対応できる人材育成が難しく、またコスト負担も増えるばかりで、昨今の経済状態と合わせて経営への負担が大きい。（近畿）
- ・法規制にともなう分析等の費用は公共機関で無償分析が出来ないだろうか？（九州）

◆セミナー数の増加、定期開催、具体的テーマでの開催

- ・化学物質管理のための具体的な指導等をセミナー等でお願ひしたい。今回のセミナーも勉強になったが、個々の詳細セミナーがあればさらに理解を深める事ができるので、自治体単位でもお願ひしたい。宇部興産さんの取り組み報告は良かった。すごいこと。（四国）
- ・化学物質届出（改正化審法）の内容がもう一つ見えてこない。届出の内容や、届出不要物質のセミナーを開いて欲しい。（近畿）
- ・継続されたセミナーの開催を希望します（東北）
- ・継続の程、宜しくお願ひします。（東北）
- ・定期的なセミナー等でできるだけ最新情報を提供してほしい。（四国）

◆地方でのセミナー開催

- ・地方でも、このような話が聞けてよかったです。来年も岡山での開催を希望します。（中国）
- ・中央はまだしも地方の団体、企業についてはまだまだ対応不十分なところがあるでしょう。もっと県単位で開催した方が良いのでは（特にREACH）。サプライチェーンを考慮すると地方の10人未満の会社も必要となりかねない。（東北）

◆経営者対象セミナーの要望

- ・中小では経営者そのものに化学物質管理の意識がない者がいるため、経営者に対して啓蒙活動を行う。（関東）
- ・企業にもレベルがあると同時に、一律に実施することは負担の増大にもなる。企業の経営者への理解促進が必要ではないでしょうか？（関東）

◆その他化学物質管理に関する要望

- ・PRTRについて、燃料小売業（ガソリンスタンド）は対象外とし、卸売段階での把握とすべき（届出外でも可）。（理由）届出事業者数は非常に多いが、排出量は少ない。また、その排出量についても、業界の排出係数で機械的に算出しているだけなので、この事業者に届出させる意味が無い。（東北）

- ・各国（化学物質管理制度がある国、地域）の登録(化学物質)があるのかどうかの調査は現
存有料 DB を使用していますが、費用が高く問題になっています。CHRIP で CAS(原料)
を入れるとポリマーの CAS が判る機能ができないでしょうか？（関東）
- ・国の思いと地方自治体との間に受け止め方、対応の面で大きな差異がある。（九州）
- ・国全体で化学物質管理ができるシステム構築。（九州）
- ・REACH でも問題になっているが、「独禁法」に抵触しない、需要家とのコミュニケーション
方法等について、指針や考え方を国からも示していただけると助かります。（関東）
- ・EU での規制法を日本で活用するのは、化学屋の人材がいない企業にとって非常に対応す
るのが困難で、回答の正確さやスピードが遅れる。また、海外調達品のエビデンスは信
憑性が低く、対外的にも信用されないケースがある。（関東）
- ・EU などでは有害とされ管理されている物質でも、日本では野放しになっているものがあり
ます。例えば、フタル酸エステルが入ったおもちゃを先日、おもちゃ屋さんで売られて
いるのを目にしました。イタリアの会社でした。EU では、売れないので、日本で売っ
ているのでしょうか？国民の安全を守るためにも、産業界の反対などがあっても有害物質
やリスクが高い物質の規制はもっと厳しくあるべきだと思います。（近畿）
- ・REACH 海外規制に対しての統一指針(業界指導も含め)（関東）

◆セミナー運営に対して

- ・今回の講習時間が不足気味でした。（中部）
- ・わかり易く平易な説明を（近畿）
- ・セミナーでは時間を十分取り、質問時間もある程度取ってほしいです。（関東）
- ・講義が非常に早口で、理解が追いつかない所があります。時間のない中ですが、工夫願
います。（北海道）
- ・英語の略語の詳細がほしい。事前に勉強するものがほしい。（東北）
- ・中小企業の取り組みについても紹介してもらいたい。（中部）
- ・「化学物質管理政策の概要」を本日のセミナーで重点的に行っていただきたかった。（中
部）
- ・よい勉強になりました。プログラムでは UBE の内容が一番よく分かり身近な事と思えた。
他は同様な内容であり、もう少し変えた事がよかったと思う。今後とも宜しく願いま
す。（四国）
- ・大変勉強になりました。研究者として協力できる機会を今後つかみたいと思います。（東
北）
- ・直接の業務には関係しませんが、非常に参考になりました。（東北）
- ・PRTR 届出事業者には該当しないが、今後も REACH 規制に関して調べていきたい。（北
海道）

◆配布資料関係の要望

- 今回の資料が多かったと思います。スライドのコピーのみで十分です。持って帰るのが重いし、もったいないです。（関東）
- 配布資料の説明もしてほしい。（九州）
- 法改正時、概要等、判り易い資料の作成・配布。海外 web サイトの日本語訳（中部）

第3章 今後の化学物質リスク評価・管理促進支援事業のあり方

3.1 化学物質管理リスク評価・管理促進支援事業の体系整理

本事業では、セミナーのプログラム・テーマ設定等検討に当たって、企業の化学物質リスク評価・管理活動の全体像を把握し、これに関わる課題解決の手段として普及・啓発事業を位置付け、プログラム・テーマ等の検討を行った。具体的には、以下のような検討を行った。

- ・ 企業の調達から生産、販売、消費、廃棄に至る製品ライフサイクルに沿った各種業務に関わる、想定される化学物質リスクと、企業のリスク評価・管理活動、および内外規制動向等の関連要因の把握。
- ・ 企業の各部署における化学物質リスク評価・管理の役割と課題をふまえて、課題解決等による化学物質リスク評価・管理支援方策の中で、本普及・啓発事業セミナーのテーマとなるものを幅広く抽出。
- ・ 上記の幅広い検討オプションに対して、昨年度までのセミナー実施状況と参加者の関心、大学や研究機関・業界団体での類似セミナーの実施状況の把握。

また、上記の整理を行った上で、本セミナーを開催する地域のニーズも踏まえたテーマ設定を行った。

(1) 企業の化学物質の自主管理促進支援方策の体系整理と本セミナーの位置づけの整理

本事業のセミナープログラム・テーマ設定等の検討に当たって、まず、企業の化学物質リスク評価・管理活動の全体像を把握し、これに関わる課題解決の手段として普及・啓発事業を位置付けることとした。

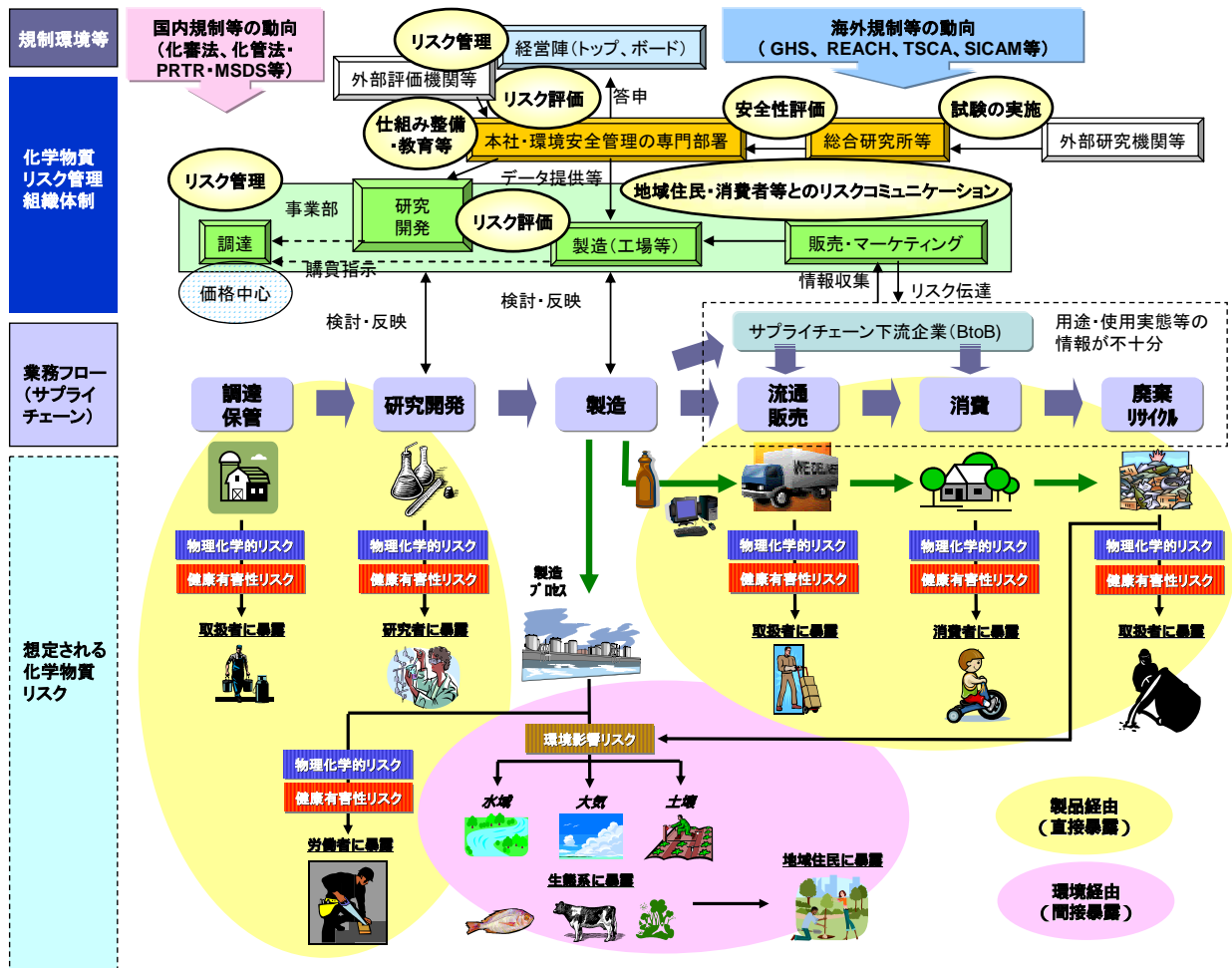
それに際して、まず、企業における調達から生産、販売、消費、廃棄に至る製品ライフサイクルに沿った各種業務において想定される化学物質リスクと、企業のリスク評価・管理活動、および関連要因の全体イメージを整理した。

それを踏まえて、企業各部署における化学物質リスク評価・管理の主な役割と課題を整理し、想定される本セミナーの対象者を把握した。

さらに、課題解決等によるリスク評価・管理促進支援方策と、その中で普及啓発事業として位置づけられるテーマの例を検討し、本セミナーのテーマ設定の基礎材料とした。

上記の整理を、以下の図表にて示す。

図表3. 1-1 企業（製造業の例）に関わる化学物質リスク評価・管理活動の全体像



資料：平成19年度経済産業省委託・当社実施「化学物質のリスク評価・管理のための人材育成事業」報告書に加筆

図表 3. 1-2 企業各部署における化学物質リスク評価・管理の役割と課題（主な例）

組織		化学物質リスク評価・管理上の主な役割	現状の主な課題
全社	マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・全社的、経営的な視点から化学物質リスク評価の最終的な判断 ・化学物質リスク評価の組織体制を決定、インセンティブ付与を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメント層の化学物質リスク評価に対する重要性認識 ・リスク評価のための体制・組織構築、インセンティブ付与が不十分
	環境・安全	<ul style="list-style-type: none"> ・全社的な視点での自社全製品、製造プロセス等に係わる化学物質のリスク評価 ・製品の全ライフサイクルを視野に入れ、調達～廃棄・リサイクルに至るまでの化学物質リスク評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクル的視点への対応（製造や製品利用が中心になりがち） ・リスク評価ができる専門的な人材の不足 ・マネジメント層や各事業部へのスキルの伝達、コミュニケーション
事業部	調達	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料、部品等について、化学物質リスク評価の視点を踏まえながら調達 	<ul style="list-style-type: none"> ・文系の人材が多く、リスク評価を理解できる人材の必要性
	研究開発 (全社共通の場合もあり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒトへの健康影響、安全管理のリスク評価を行いつつ、研究・商品開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性評価や初期のリスク評価で中心的な役割を果たすが、人材が不足
	製造	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者の労働安全、工場周辺住民の安全・健康影響等に関わるリスク評価 ・周辺住民等とのリスクコミュニケーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では労働安全衛生の視点中心であり、新製品製造に伴う化学物質リスク評価の視点に十分対応できていない場合あり ・リスクコミュニケーションへの対応
	販売・マーケティング	<ul style="list-style-type: none"> ・川下ユーザーや消費者の健康影響や環境影響を考慮した自社製品の販売、広告等 	<ul style="list-style-type: none"> ・用途、使用実態等の情報が不十分（リスクシナリオの必要性） ・文系の人材が多く、リスク評価を理解できる人材の育成が必要
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄・リサイクルのリスク評価も必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄・リサイクルのリスク評価が不十分

資料：平成 19 年度経済産業省委託・当社実施「化学物質のリスク評価・管理のための人材育成事業」報告書に加筆

図表 3. 1 - 3 企業の化学物質リスク評価・管理促進支援方策と普及啓発事業の位置付け

方策	具体的方策例	普及・啓発事業(セミナー・講習会等)の位置付け
リスク評価の必要性の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価・管理に関わる国内の規制動向のPR(化審法、化管法等) ・リスク評価・管理に関わる海外の規制動向のPR(REACH, GHS, TSCA等) ・リスク評価による製品差別化、安全・環境性能向上の事例紹介 ・リスク評価を実践しなかったことによる企業経営に支障をきたした事例紹介 ・リスク評価/便益の定量化とCSRへの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・内外規制の最新動向について理解促進 ・企業によるリスク評価・管理の成功・失敗事例について紹介
リスク評価に有用な情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・国連やOECD諸国での先進的な取組動向 ・業種別のリスクシナリオ事例 ・販売マーケティング部門での製品使用状況に関する顧客情報の共有 ・化学物質リスク評価に関する情報ポータルサイトの整備 ・公開情報コンテンツの充実 ・リスク評価に関するトラブルやクレーム事例の蓄積と対応紹介(データベース化と公開) 	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーンにおける化学物質リスク評価・管理に用いる情報取得、活用等の方法(含むJAMP活用法)について理解促進 ・PRTRへの対応と活用, GHSに基づくMSDS作成方法等理解促進 ・リスク評価に利用可能なデータベース等の紹介
リスク評価の実践の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価ツールの提供(シミュレーションソフト等) ・リスク評価業務のアウトソーシング(公的代行サービス、中小企業の支援、リスク評価経験者によるコンサルティング組織化) ・制度やルールづくり(下流の用途情報の川上への提供、リスク評価外部委託の制度化、評価ツールに対する公的なオーソライズ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質リスク評価方法の紹介 ・化学物質リスク評価ツール(シミュレーションソフト等)の紹介 ・信頼できるアウトソーシング先や有効な利用方法の紹介
リスク評価の実践へのインセンティブ付与	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価を実践する企業への直接的支援(一部助成、低利融資、税制優遇) ・一般消費者のリスク評価に対する関心喚起を通じた支援(知識や教育の推進、啓発活動、事例のプレス発表等) ・川下企業のリスク評価に対する関心喚起を通じた支援(リスク評価が実践された製品の付加価値を高める) ・リスク評価の国際標準化(日本版リスク評価の標準規格の作成と同規格の国際標準化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価を実践する企業への政府等による支援の紹介 ・一般消費者に対する化学物質リスク評価の意義、意味等の理解促進 ・リスク評価の国際標準化に向けた動向の紹介
リスク評価人材の育成を支援するための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価人材の必要性の理解促進(先進事例等紹介) ・リスク評価人材の育成に有用な情報の提供(スキルスタンダード、教材、研修紹介等) ・リスク評価人材の育成支援(研修事業の実施、教材の提供、講師派遣等) ・リスク評価人材育成へのインセンティブ付与(資格体系化、資格取得費用補助、資格所有者雇用企業への優遇措置、資格者によるリスク評価製品へのマーク付与等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価人材の必要性の理解促進(先進事例等紹介) ・リスク評価人材の育成に有用な情報の提供(スキルスタンダード、教材、研修紹介等) ・リスク評価人材育成へのインセンティブ付与の方法の紹介
リスクコミュニケーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションの意義や実施方法の紹介 ・リスクコミュニケーションを怠ったため企業活動に支障をきたした事例紹介 ・先進企業の事例の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションの意義や実施方法の紹介 ・リスクコミュニケーションを怠ったため企業活動に支障をきたした事例紹介 ・地域とのリスクコミュニケーション先進事例の紹介

資料：平成 19 年度経済産業省委託・当社実施「化学物質のリスク評価・管理のための人材育成事業」報告書に加筆

(2) 本年度セミナー開催に当たってのテーマ設定

本年度の事業においては、化審法及び化管法の改正のタイミングに合ったセミナー開催スケジュールとなったため、化学物質のリスク評価・管理に係る普及啓発の一環として、これらの法改正のポイントの周知を含めることとした。そのため、各地域のプログラムは、法改正のポイントを中心とした法制度紹介を1コマとその他の3コマで構成することとした。

また、さらに、昨年度セミナーにおけるアンケート結果や昨年度のプログラム、各地域のニーズなどを踏まえ、以下の点で絞込みを行った。

- ✓より実践的な内容となること
- ✓具体的な制度に関する内容となること

上記の点を踏まえて、前項で整理した化学物質リスク評価・管理促進支援策と普及啓発事業の位置付けを再整理し、具体的なテーマ案、各テーマのポイント、目的・意識、想定される講師について設定を行った。

上記のステップを経て作成した最終的なテーマ案を以下に示す。最終的なプログラム作成においては、これをもとに、各地域に対してニーズを聞き取り、決定した。

図表3. 1-4 本年度セミナーテーマ案リスト

	分野	テーマ(例)	テーマの具体例(ポイント)	目的・意義	想定される講師	
1	化学物質管理・評価全体に関するテーマ	制度全体	化管法・化審法について ・化管法・化審法の趣旨、目的、必要性 ・直近の改正のポイント ・国内外の動向 ・国としての取組み	化学物質管理に係る制度の紹介を通じて、その趣旨、重要性の認識を促す。また、制度の全体像の認識を通じて、後半のセッション(実践編)の理解を促す。	METI	
2		化管法・化審法	評価スキームについて ・化学物質の評価スキームの全体像		NITE	
3		地域の取組み	化管法・化審法に関する地域としての取組み ・各制度の地域特有の取組み、支援 ・地域としての目標		国としての取組みと合わせて、地域としての独自の取組みについて、その趣旨、目的の周知を図り、その目的に沿った化学物質の自主管理を促す。	自治体
4	化学物質リスク評価・管理における機能に関するテーマ	リスク評価(実践①、実践②の中に、データベース紹介や人材育成の内容を適宜含めることもある)	化学物質のリスク評価の実践①	・リスク評価の概要(趣旨、必要性) ・ハザードベースからリスクベースへ見直されることの趣旨の徹底及び従来の評価との相違点の理解 ・リスク評価の進め方	化学物質管理は、従来のハザード評価から、リスクベースの評価への移行しはじめており、今後、企業は、リスク評価を十分に理解するとともに、自らリスク評価を実践することが求められる。これに対応した評価の実例あるいは評価のポイントを紹介することにより、評価の考え方の理解を深めると共に、企業による現実的で自主的なリスク管理を促す。	企業(川上)、リスク評価コンサル、産総研、業界団体
5			化学物質のリスク評価の実践②	・リスク評価の概要(趣旨、必要性) ・リスク評価結果を反映して物質の管理方法を変更した事例 ・リスク評価に基づいた化学物質管理の「効果」を定量的に把握した事例 ・評価のトレーサビリティの確保の重要性 など	リスク評価が単なる机上の計算にとどまるものではなく、実際の化学物質の管理に役立つ事例を紹介して、企業による自主的な取組みを加速させる。例えばリスク評価の結果を反映した物質の管理方法の変更事例や、リスク評価による効果を定量的に把握した事例があれば、経営管理面でも効果的であることが理解でき、リスク評価に対するインセンティブともなる。また、トレーサビリティを確保することにより、企業の人材育成につながり企業内部での継続的な評価が可能となるだけでなく、対外的なコミュニケーションの円滑化が期待される。	企業(川上)、リスク評価コンサル、業界団体、自治体
6			(リスク評価に係るデータベース)	・外部データベースなどを活用したリスク評価の実施方法。 ・ツールなどを活用したリスク評価に関する教育の実践方法。 ・リスク評価ツールの紹介。	化学物質評価・管理についての知識が十分ではなく、独自の研究による評価実施も困難な中小零細企業を対象に、教育・啓発を行い制度の円滑な運用に資する。	業界団体、ツール開発企業など
7			(リスク評価人材の育成)	・化学物質リスク評価・管理人材の体系 ・同人材に求められる要件(知見、スキル、ノウハウなど) ・人材育成・整備のステップ ・人材育成に活用可能な外部の教材や研修	今後、化学物質リスク評価・管理の自主取組みがより重要になるにあたり、企業において、適切なスキルやノウハウを持つ人材の育成、整備が不可欠となることから、リスク評価人材の人材像、求められるスキルなどの紹介と合わせて、どのような人材育成があり得るのか、事例を通じて理解を図る。	企業、セミナー会社など
8			リスクコミュニケーション	化学物質管理のリスクコミュニケーションとCSR	・化学物質を取り巻く現状とステークホルダー ・CSRにおける化学物質管理の位置づけ ・環境報告書の作成方法と事例紹介 ・リスクコミュニケーションによる効果(想定される効果) ・化学物質の地域コミュニケーション(先進)事例の紹介 ・成功要因、成功のための留意点	CSR活動の重要性が認識される現在、化学物質管理に関する能動的なリスクコミュニケーションが不可欠であり、その実践ノウハウの習得を図る。また、地域特有のケースがあれば、その事例について、成功要因や留意点も踏まえて紹介し、リスクコミュニケーションの重要性の認識を促し、実践に移してもらおう機会とする。
9	情報伝達	化学物質の情報基盤の活用について	・国内の化学物質関連の情報基盤の紹介 ・海外の化学物質関連の情報基盤の紹介 ・情報基盤の活用方法と事例	化学物質管理を適切に実施するためには、関連する情報を効率的かつ効果的に収集し活用することが求められる。一方で、関連する情報基盤は国内外に数多く存在する。そこで、どのような情報基盤が存在するのか、どのような時にどの情報基盤を活用すればよいのかなど、国内外の情報基盤を体系的に整理、紹介し、効率的な化学物質管理を促す。	NITE	
10	個別制度に関するテーマ	REACH	REACHにおける情報伝達の重要性と課題 ・REACHの概要(川上、川中、川下企業の役割)、趣旨。 ・REACH規制における情報伝達の重要性及び課題。 ・企業単体ではなく、日本の産業全体としての戦略的な対応の必要性。 ・REACHによる企業への影響、適確な対応ができない場合の想定されるリスク、対応策。 ・REACH対応の先進事例。	化学物質を扱う企業の多くが対応を余儀なくされるREACH規制について、その対応に向けた実務を早期に学習し、適切な対応を図る。特に、中小事業者に対して、情報伝達の重要性に対する注意喚起を行うことで、サプライチェーン上での情報伝達の円滑化を図る。	企業(川上、先進企業等)、業界団体	
11		各制度の相関関係	GHSの趣旨及び国内法規との関連(今後の動向も含めて)	・GHSとMSDSとの関係 ・GHSとPRTR対象物質の選定基準の整合(今後の動きを踏まえた企業の取組み上の留意点)	今後、化学物質の有害性評価等について、国内法規と国際的な取り決めとの整合が取られてゆく流れにあることを理解し、化学物質管理の法規制を一体的に捉える機会を提供する。	昨年度講演者など

資料：三菱総合研究所作成

3. 2 参加者を通じた企業の自主管理促進効果を把握するための仕組みの検討

3. 2. 1 参加者に対する追跡アンケート調査

(1) 参加者を通じた企業の自主管理促進効果を把握するための仕組みの検討

本セミナーは、セミナー参加者がセミナーから化学物質の自主管理に関する正しい理解を得たり、新しい知見を得たりすることを直接的な目的としている。しかし、本事業の最終目標は、これらの参加者を通じて、企業内部での化学物質のリスク評価や管理の自主取り組みの向上が図られ、企業・産業の競争力向上につながることにある。したがって、本事業において最も重要なのは、セミナーに参加した人が、セミナーで得た知見やノウハウを企業実務に活用するとともに、関係者に伝授していくことにより、企業全体として自主管理能力を向上させていくことにあると考えられる。

この観点から考えると、3年目となる本事業を、今後さらに有効な事業としていくためには、参加者が企業現場でどの程度セミナーで得た知見やノウハウを活用し、それが企業全体にどのように広がっているかを追跡的に把握し、その結果をセミナーの内容や方法の企画にフィードバックすることが必要となる。

一方、追跡的な効果の把握を行うタイミングとしては、少なくともセミナー開始後半年から1年を経ることが必要と思われる。

そこで本事業では、セミナー参加者がセミナーで得た知見やノウハウを企業実務でどのように活用し、それが最終的に企業の自主管理向上にどのようにつながっているかを試行的に実施し、今後の効果を把握する仕組みづくりに資することとした。

(2) 効果の把握方法の検討

セミナーによる効果把握の方法としては、参加者に対する各種アンケート（郵送、WEB、メール）や訪問インタビューが主な手段として考えられるが、本事業では、以下の観点から、メールを中心とした参加者に対する追跡アンケートを実施することとした。

- ✓ より多くの企業による状況を把握するため（件数のみならず、より多くの地域からの回答を得ることも可能であるため）
- ✓ 比較的短期間での実施が可能となるため
- ✓ 回答者の負担を軽減できるため
- ✓ WEBアンケートに比してWEB設計などのコストがかからず簡易に実施できるため

一方、アンケートに関しては、セミナー参加者個人に対して実施する必要がある。そのため、第2章で示した来場者アンケート設計時から追跡アンケートの実施を想定し、来場者アンケート票にて、追跡アンケート実施に対する同意を得る仕組みを作ることとした。すなわち、アンケート票において、セミナー終了後に経済産業省等から効果把握に関する

状況伺いが可能か否かについて、明確に同意を得ることとした。それにより、追跡調査時における個人情報取扱いなどのリスクを回避することとした。

(3) 実施概要

上記の観点から、以下の要領で追跡アンケートを実施した。

①対象者

セミナー当日の来場者アンケート回答者のうち、追跡調査実施に同意をされた参加者

②実施方法

①のうち、メールアドレスが把握できた参加者に対して、メール配信により実施した。ただし、回答については、FAX 及び郵送でも受け付けるようにしている。

③実施内容

セミナーで得た情報の活用状況、活用方法などを中心として、今後期待する点も含めて質問を行った。ただし、回答者の負担を軽減すること、それにより短期間での回答率を上げることから、質問は極力絞込み、選択肢を中心とするなどの工夫を行った。

主な質問項目は以下のとおりである。

- ✓ セミナーで得た情報の活用状況
- ✓ セミナーで得た情報を活用している分野
- ✓ セミナーで得た情報によってつながった具体的な対応
- ✓ 今後のセミナーで得た情報の活用意向
- ✓ 今後期待するセミナーのテーマ
- ✓ 今後期待する化学物質自主管理促進に向けた情報提供の方法
- ✓ 国及び自治体に対する今後の要望

④実施時期

セミナーによる効果を把握するためには、セミナー開催後、一定程度の期間を経ることが必要となる。そこで本事業の実施期間を踏まえ、全セミナー終了後、1ヶ月を経た下記の時期に実施した。

2010年1月12日(火) 配信開始

2010年1月18日(月) 回答締め切り

3. 2. 2 追跡アンケート結果

セミナー来場者に対する追跡アンケート結果を以下に示す。

(1) アンケート回収数

セミナー当日の来場者アンケート回答者のうち、各地域において7～8割の回答者から追跡調査への同意を得た。このうち、メールアドレスの把握が可能な回答者を本事業の追跡アンケート対象者とした。

実施期間が比較的短期間であったのに対して、約4割の回答を得た。

これは、メールを含む配信・回答手段を用いたこと、質問項目を絞り込み容易に回答することができるようにしたことなどの実施方法による要因と合わせて、自由記述欄への回答も多いことから、企業の化学物質管理行政に対する期待や関心の高さも要因として考えられる。

図表3. 2. 2-1 回収数

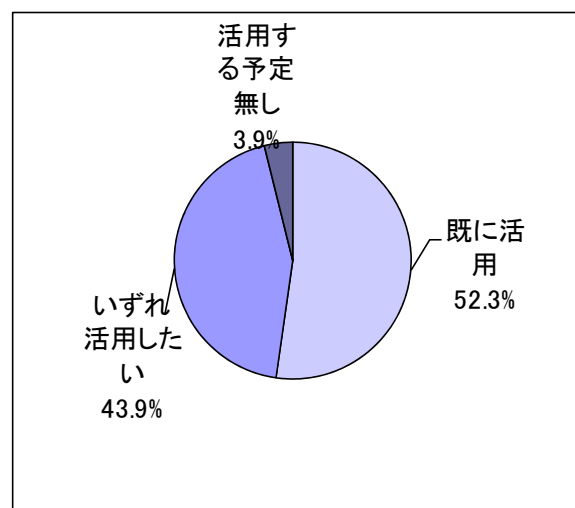
会場名	来場者アンケート 回答者数(件)	同意者数		うち、メール配信可能な参 加者数		回答状況	
		件	%	件	%	件	%
九州	43	35	81.4%	20	57.1%	11	55.0%
東北	78	65	83.3%	34	52.3%	19	55.9%
近畿	154	137	89.0%	59	43.1%	19	32.2%
中国	63	55	87.3%	31	56.4%	6	19.4%
北海道	43	32	74.4%	16	50.0%	5	31.3%
中部	183	158	86.3%	82	51.9%	41	50.0%
関東	194	166	85.6%	96	57.8%	34	35.4%
四国	105	87	82.9%	63	72.4%	24	38.1%
合計	863	735	85.2%	401	54.6%	159	39.7%

(2) セミナーで得た内容の活用状況

- セミナーで得た情報について、半数の回答者が「既に活用している」としている。セミナー開催から1ヶ月しか経ていないものの、セミナーでの情報は実践的であったものといえる。
- また、「活用する予定はない」とした回答者は約4%で来場者アンケート時の比率と大きく変化しておらず、セミナー開催から一定時期を経た後においても、セミナーで得た情報の活用意向は、依然として高いものとなっている。

①セミナーで得た内容について、貴社内で活用されていますか。

図表 3. 2. 2-2 セミナーで得た内容の活用状況



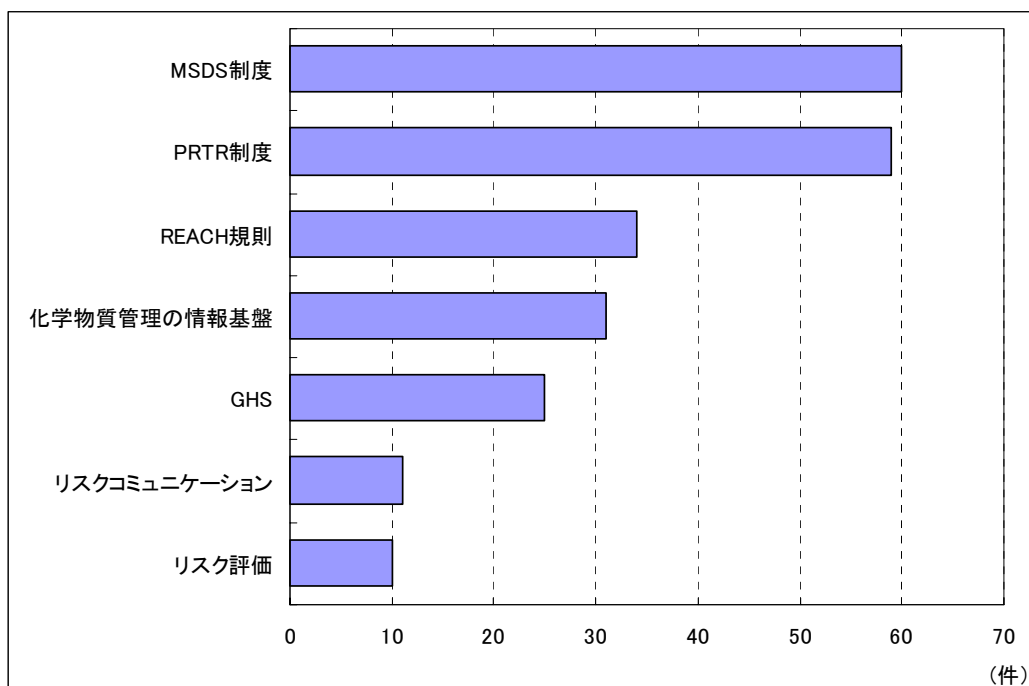
(n=160)

(3) セミナーで得た内容の活用方法

- セミナーで得た情報をすでに活用していると回答した方に対して、具体的な活用の分野及びそれを受けて進めている対応について質問を行った。
- その結果、MSDS制度とPRTR制度、REACH規則といった個別制度への活用が最も多く見られた。ついで、情報基盤に関する活用が続いている。
- これらの活用を受けての対応としては、情報基盤の整備が最も多く、次いで安全管理体制の見直しが続く。化学物質管理においては、参考となる各種情報の入手や必要不可欠であり、情報基盤に対する示唆を発信した本セミナーは、企業による化学物質自主管理の促進に寄与したものといえる。

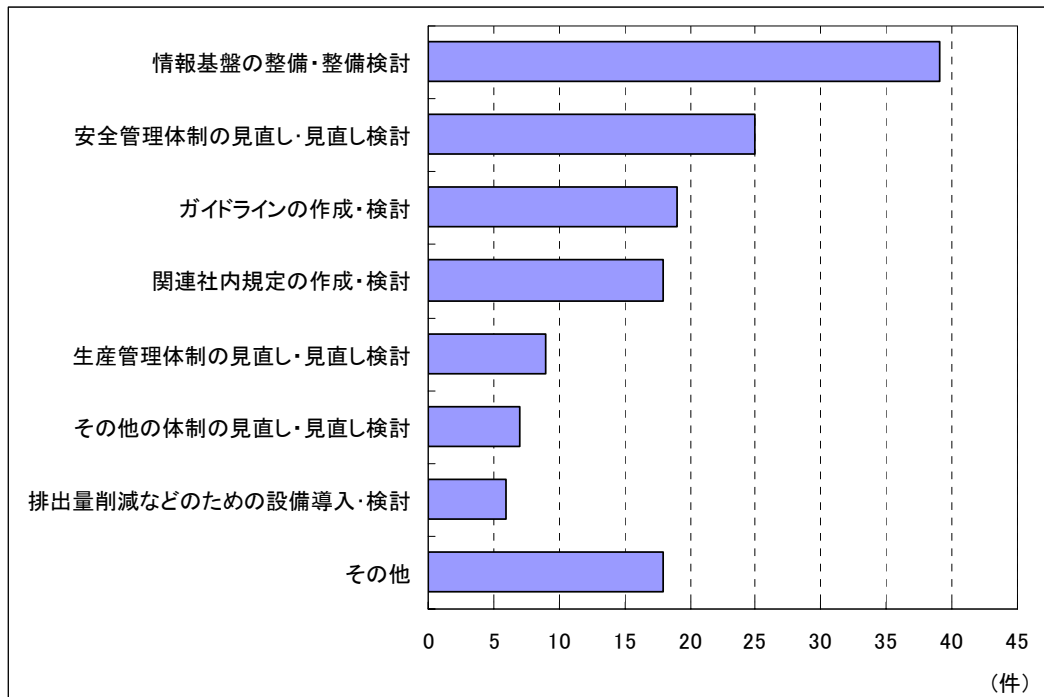
①どのような分野に対して活用されましたか。

図表3. 2. 2-3 具体的な活用の分野（複数回答）



②活用を受けて、その後、どのような対応を進めていますか。あるいはどのような対応を検討していますか。

図表3. 2. 2-4 活用を受けての対応（複数回答）



< 「その他の体制」の見直しの例 >

- ・ 取扱い物質の法適合性確認ルールの見直し
- ・ MSDS 制度や GHS のかわり、当社（販社）での役割としてやるべきことの整理や関係者との情報共有による意識向上を図る

< 「その他」の例 >

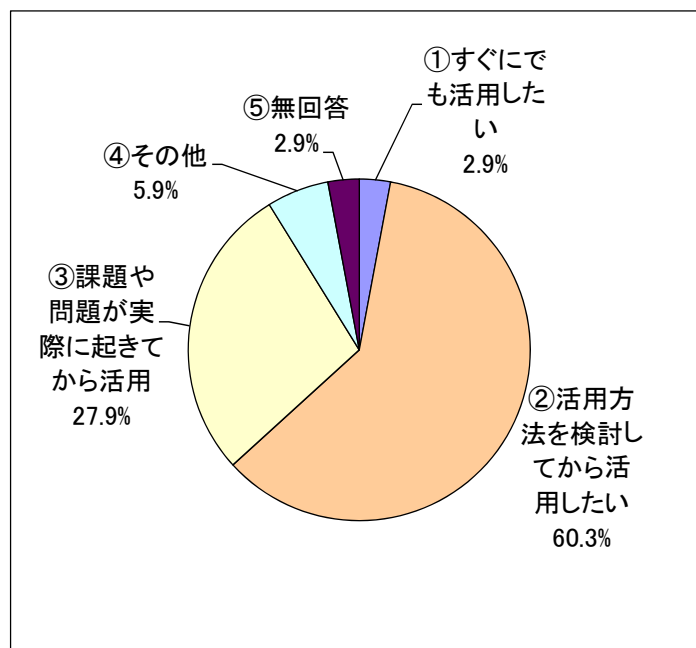
- ・ 化管法対象物質の見直しに伴う MSDS の取得
- ・ 内容次第では受託製造品の生産を停止することもある
- ・ MSDS の変更スケジュールの検討
- ・ 関係者への周知
- ・ マニュアルを作成するための教育資料として利用
- ・ 化審法の改正に伴い、弊社購入品に含まれる物質の調査
- ・ PRTR 物質の見直しに合わせ、マテリアルバランスシートへ新規物質の追加等
- ・ 社内の PRTR（MSDS）対象物質のリスト見直しの検討
- ・ 化学物質に関する説明会を予定（社員全員の認識度を高めるため）
- ・ 危険因子の洗い出しや現行プロセスの見直し 等

(4) 今後の活用の検討について

- セミナーで得た情報を「今後活用したい」と回答した方へ、活用のタイミング、活用したいと考えている分野について質問を行った。
- 活用のタイミングとしては、「活用方法を検討してから」とする回答が6割を占めている。セミナーでの情報を活用するためには、各企業の状況に照らし合わせる必要があることを示唆しており、今後は、活用方法の類型化（業種別など）も検討することで、より一層の活用を促進することが期待できる。
- 活用したい分野としては、化学物質管理の情報基盤が最も多く、すでに活用している回答者とあわせて、情報基盤に対する期待、関心が高いことがわかる。

①今後、どのタイミングで活用をしたいとお考えですか。

図表3. 2. 2-5 活用をしたい時期



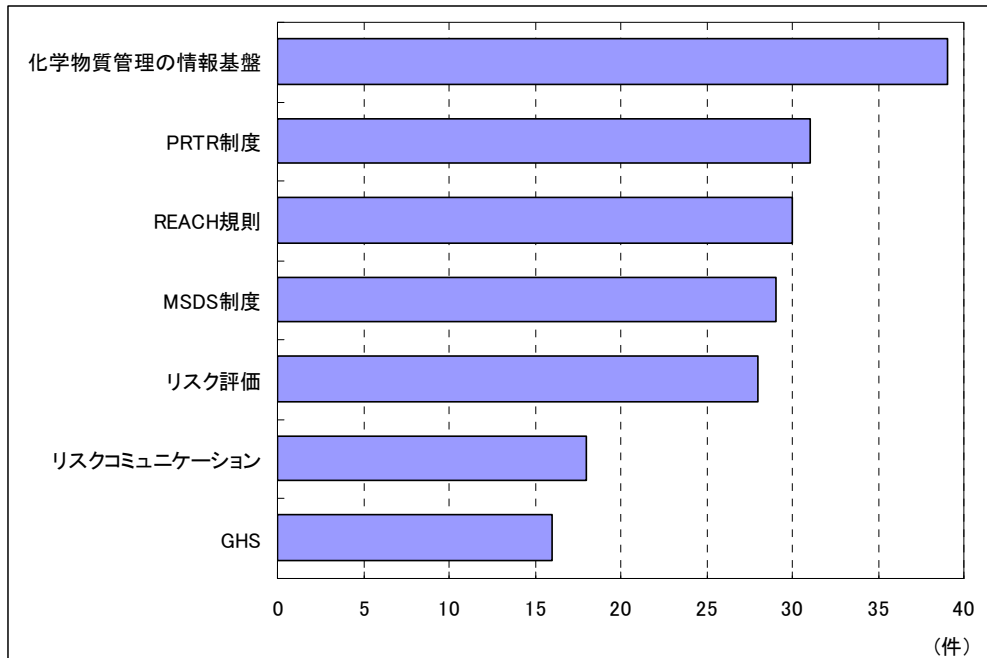
(n=67)

<その他の例>

- 改正化審法については、川中企業として必要となる社内での情報基盤整備の強化に向けて、今後の施行令により見えてくるであろう詳細に注目し、明らかになってきた段階での対応を検討中（第2段階の優先評価物質に関する取り組みなど）
- 平成22年度の教育訓練計画に化学物質管理について盛り込み、その際に使用を検討

②今後、どのような分野に関して、セミナーで得た情報を活用したいとお考えですか。

図表 3. 2. 2-6 セミナーの情報を活用したい分野（複数回答）



③今後活用したいとお考えの分野を選択した理由は何ですか。

今後活用したいと考える理由としては、主に「顧客からの要請」、「業務上必要であるため」、「今後必要になると思われるため（そのための備え）」に分類することができる。それぞれ、具体的な理由を以下に示す。

顧客からの要請のため

- ・ 現行でお客様や本社管轄部署より依頼があるもののため
- ・ 得意先からの要求が多い事項であり、対応を求められているため
- ・ 顧客の製品が EU に輸出されており、PRTR 対象化学物質を取り扱っているため
- ・ 顧客を通して REACH 規則対応の要請があるため
- ・ 顧客よりの情報提供依頼が増える傾向にあるため、対応強化のため 等

業務上必要なため(不可避)

- ・ 実務を実施するにあたり必要なため
- ・ 業務上必要な情報であるため
- ・ 弊社は PRTR 法の第 1 種指定化学物質等取扱い事業者該当するため。
- ・ 当該部署に最も関係しているため 等

今後必要になると思われるため

- 今後の検討課題として直面することが予想されるため
- 現在の対応で特に問題ないと考えているが、いずれ規則や基準が厳しくなると思われるため
- 現在開発中の化学物質が実用化の段階に近づきつつあり、登録が必要になるため
- 今後 REACH、化審法等の課題に直面する場合を想定して
- リスク評価の考え方は、今後主流になっていくものと考えられるため 等

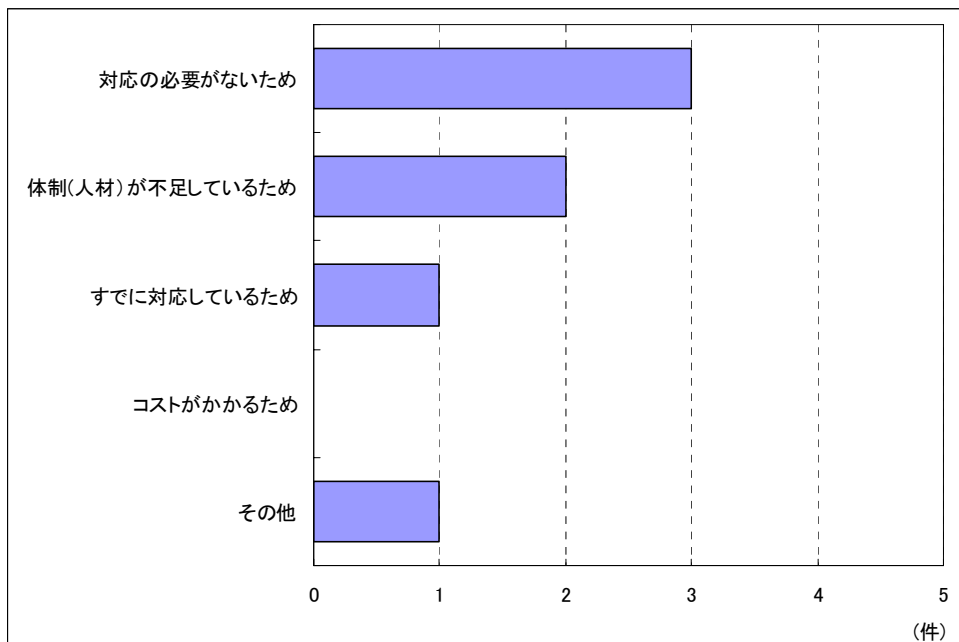
社内教育、社内の意識改革のため

- いろいろな法規制に対する対応が遅れがちになっている一因として、社員教育の不足がある。そのため、一部の社員ではなく全体的なレベルアップが必要であり、多くの社員が関わる分野を広く浅く教育したいと考えている
- 社内教育の関連事項として、情報を更新しながら適宜盛り込みたい
- 当該分野の社内での認識向上のため 等

(5) 活用していない理由

- セミナーで得た情報を活用する予定がないとする回答者6件に対して、その理由を質問したところ、「対応の必要がない」とする回答者が3件であった。
- そのうち1件は、すでに対応しているため対応する必要がない、としている。
- 一方、残り2件については、人材不足と、全社方針に従う必要がある点を挙げている。

図表3. 2. 2-7 セミナーの情報を活用していない理由（複数回答）



(6) 今後期待するテーマ

- ・ 今後期待されるテーマについては、以下に分類することができる。

○海外関連規制、制度について

海外法規制、制度に関する回答が最も多く見られた。情報内容としては、最新動向のみならず、それに対する企業のとるべき対応策といった実践面で活用できる内容まで求められている。

○法改正に関する情報

本年度は、化審法改正についての説明を各地域において行った。法改正は企業にとって直接影響を及ぼすものであり、法改正に関する詳細な情報発信のニーズは高い。一方で、改定内容だけではなく、スケジュールや求められる対応など、改正によって、企業がいつ、何をどのように対応するべきなのか、具体的な説明が求められている。

○現行の法制度、化学物質管理全般について

化学物質管理に関する基礎知識、化学物質管理制度全般に対する情報提供の要望も依然として存在する。一方で、網羅的な情報ではなく、業界ごと、産業ごとに分けるなど、より個別企業の対応が明確となる情報提供も求められている。

○個別制度について

PRTR、MSDS、REACH、GHS とった個別制度に関するテーマへの要望も挙げられている。各制度について、具体例や対応策といった実践的なテーマが期待されている。

○リスク評価について

リスク評価に関しては、より具体的な事例、方法へのニーズが挙げられている。それに関連して、実習形式での開催を求める意見もある。

○他社事例を用いたセミナー

テーマではないものの、他社の取り組み事例を用いた紹介を求める声も多く見られた。本年度も他社事例の紹介を含めて実施したが、今後も具体性を得るために、他社の事例を用いることで、参加者の理解をさらに深めることが必要といえる。

○その他

その他、個別具体的なテーマについての要望も多数挙げられた。(詳細は後述)

<具体的な回答例>

海外関連規制、制度について

- ✓ 海外の化学物質規制の最新動向情報（REACH、RoHS、CLP 規則、米国 TSCA など）及び具体的実務対応手法。
- ✓ WSSD を目指した各国の化学物質規制の国際比較（主な規制対象と法的要求、具体的に必要なアクション）
- ✓ 海外化学物質（特に情報が不足しがちなアジア）の動向
- ✓ 海外の化学物質規制に対する、日本の組織的対応の紹介と実務手引き
- ✓ 海外法の動きと国内業界の動き。取り巻く環境と企業における対応・対策
- ✓ 関連する海外法令のセミナー。韓国、中国等。
- ✓ 企業として取り組まなければならない化学物質（環境）管理全般。特に世界および国内の規制情報に関するテーマ
- ✓ グローバルな化学品管理体制とローカルな化学品管理体制の違いとその理由
- ✓ 成形品における REACH 規則対応、サプライチェーンにおける化学物質情報伝達について、国内外における化学物質規制の動向
- ✓ ELV や RoHS など業界別に対応する法規制から REACH や改正化審法など業界横断で対応が必要となる法規への対応として、全産業界として混乱なく対応していくための取り組みやグローバル調達など他国との情報伝達での問題点への対応に関する内容
- ✓ 特に欧州の RoHS、REACH 等の最新情報、規制内容の解釈、対象物質の用途・流通状況、代替品情報等

化管法、化審法などの法改正について

- ✓ 改正化審法関連での細かく多岐に渡るセミナー。
- ✓ 改正化審法の情報発信を是非お願いしたい
- ✓ 各法律の改正予定のスケジュールと主な内容
- ✓ 現状どおり、改正された化学物質管理の法規制に関してのテーマを望む。それぞれタイムリーでよいテーマだった
- ✓ PRTR 法、化審法の改正情報。今回時間が短かった。
- ✓ 法改正に伴う化学物質管理の変更について
- ✓ 化学物質に関係する法の改正内容とその対応に関するセミナー
- ✓ 法改正に関し、その背景や具体的変更箇所についてのレクチャーが、企業にとっては極めて有用
- ✓ 法改正時の対応法など詳細説明
- ✓ 法的要求事項の改正と、環境物質規制の関連

現行の法制度、化学物質管理全般について

- ✓ 定期的な化学物質関連のセミナーの開催
- ✓ 化学物質管理全般。とくに評価方法、組織体制、実際の管理マニュアルなどの具体的事例の紹介
- ✓ 化学物質使用者の化学物質の管理実態の把握の仕方や、削減への取組み事例などの情報提供（関係する化学物質ごと、産業界・業種ごと）
- ✓ 化学物質の管理におけるさまざまな規制、制度についての基本的な研修・セミナー
- ✓ 各種法令に該当する化学物質の情報
- ✓ 企業として取り組まなければならない化学物質（環境）管理全般
- ✓ 製品有害化学物質規制の動向
- ✓ 化学物質に関連する様々な法規制の解釈や、各法規制において事業者が「実際に何をしなければならぬか」が理解できる内容のセミナー
- ✓ 法令の条文は慣れていない人にとっては理解が難しく、実務者が理解しやすいような講習会があれば、広く関係者にも紹介できる。例として、化審法に関する「化審法上の化学物質に該当/非該当の例」や「新規/既存判定」、「各種届出に関する具体的な注意点」などの素人が理解しやすいような解説など。（Q&A 集的なものの紹介も）

個別制度について

- PRTR 制度
 - ✓ PRTR 制度について、詳しい解説。化学物質を造る側でなく、使用する側においてどこまで管理、報告する必要があるのか（使用量が微量である）
 - ✓ PRTR 届出方法について具体的な説明
- MSDS 制度
 - ✓ MSDS の英語版の書き方
 - ✓ 化学物質を各法令（安衛法、毒劇法、化管法等）ごとの MSDS 制度について、分類別に取りまとめた講義、資料等があれば、管理面や社内情報提供に活用できる
- GHS 制度
 - ✓ GHS の分類方法（特に混合物）について実例を挙げながらの解説
 - ✓ GHS 対応 MSDS 作成の実務研修
- REACH 規則
 - ✓ REACH および、CLP 規則の最新動向情報と、具体的実務対応手法
 - ✓ REACH 規則（成型品）への対応（情報伝達・管理について）化学物質の取扱いが特別多くない企業の化学物質管理
 - ✓ 成形品における REACH 規則対応、サプライチェーンにおける化学物質情報伝達
 - ✓ 今後、REACH などの調査対象化学物質が増えていった場合、異なる業界における効率的で具体的な調査の対応例
 - ✓ 中小企業向けの REACH 規則を中心とした具体的な対応方法

リスク評価について

- ✓ 化学物質管理やリスク評価の具体的手法や事例紹介、リスク評価や曝露評価実習
- ✓ 化学物質のリスクアセスメントについての方法論
- ✓ リスク評価に当って必要となる作業環境濃度の測定手法・事例などの紹介
- ✓ リスク評価の実施に関する実習
- ✓ リスク評価は簡単にできるものではないが、リスクコミュニケーションを行うためには非常に重要。事業所が取り巻く環境に対してどのようなリスクを与えているのかを考えるツールは多少あるので、そのツール活用の仕方を積極的に広げてほしい
- ✓ リスク評価の実例（リスク評価の仕方、企業内での応用例）
- ✓ リスク評価方法(有料でも)

他社事例を用いたセミナー

- ✓ GHS分類の方法（特に混合物）について事例を挙げながらの解説
- ✓ 各社における化学物質管理の実例紹介（体制や管理システムなど）
- ✓ 環境法規制の読み方、理解の仕方。効率的な管理事例
- ✓ 化学物質情報管理の効率的な事例
- ✓ 企業からステークホルダーに提供する情報（情報公開）について良い例、悪い例など
- ✓ 法律云々や化学物質を並べるだけでは、社内に浸透しづらいので、もっと細かく噛み砕いて規制物質の含有例や作業中の注意点などを他社の例なども含めて、講習していただきたい
- ✓ 化学物質管理の事例紹介等

個別具体的な分野、項目について

- ✓ 環境法規制の読み方、理解の仕方。効率的な管理事例
- ✓ 化学物質情報管理の効率的な事例
- ✓ ISO14001 の活用事例
- ✓ カーボンフットプリントの採用状況
- ✓ CO2 排出量削減の評価に関するセミナー
- ✓ VOC 排出抑制の具体的施策（技術面）
- ✓ 安全衛生に対する具体的な対応
- ✓ 改正土壌汚染対策法施行にあたっての関連情報
- ✓ 化学物質の海外食品包装に関する規格適合性の調査方法（EU、FDA）
- ✓ 自動車部品の法規制がらみの最新情報の供給
- ✓ 新規化学物質の人体影響および取得時の注意事項
- ✓ 法令順守に関連する内容
- ✓ リスクコミュニケーション・リスク評価など、リスクの把握と周知に関する内容
- ✓ 企業によるリスクコミュニケーション(事例発表)がとても参考となったので、次回のセ

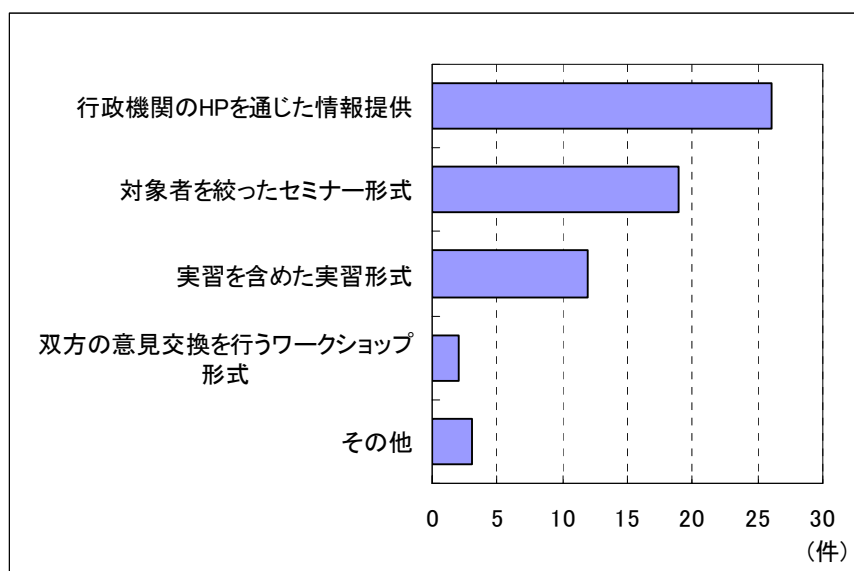
セミナーにもぜひ取り入れてほしい。特に地区住民との対話方法や監視システムについての話が参考になった。

- ✓ 化粧品等の製造関係のセミナー
- ✓ 物性毒性データの入手方法
- ✓ 各産業界（JAMP、JAMA など）が指定する化学物質情報調査フォーマットの入力オペレーション研修
- ✓ 化学物質でどのような事故や災害が発生し、どうすれば防ぐことができたか等の実例
- ✓ MSDS では画一的に表現されてわかりにくい人体への具体的な悪影響の解説
- ✓ 化学物質の危険性、有害性等最新情報
- ✓ 業種もしくは各社の取扱製品ごとに特化した内容
- ✓ 1つ1つのテーマを深く掘り下げた内容
- ✓ 今後検討されている化学物質管理の方向性や、法規制の対象拡大など企業活動を営む上で関わってくる分野
- ✓ 化学物質排出削減のための具体的取り組みについて、川上～川下の情報伝達について
- ✓ 環境リスクなどの確立された推定方法
- ✓ 正しい最新情報の提供、誤解が生じやすい内容の解説
- ✓ 不使用・不含有の補償・証明ではない、次の化学品管理の方向性の模索
- ✓ 化審法、化管法に絞り込んだセミナー
- ✓ 環境 ISO との関連について体系化した説明
- ✓ 現状からは 化学品管理全般について、概要と指針を判り易く、タイムリーに解説される機会
- ✓ 業界毎、業種別の化学物質管理方法
- ✓ 顧客からの化学物質管理システム(CMS)の構築についての要求が多くなってきており、化学物質管理システムの構築方法等
- ✓ 個別の実務に対応した形で実習を含めた講義形式（例えば MSDS の書類作成方法など）
- ✓ 土壌汚染対策法の改正と化管法に関するもの
- ✓ 大企業のように専属の専門家がない中小企業向けのセミナー

(6) 今後期待する情報提供の方法

- 今後期待する情報提供の方法について質問したところ、「行政機関のHPを通じた情報提供」が最も多い結果となった。これは、企業が日常的に、タイムリーに最新情報を期待していることを示唆している。
- 次いで、「対象者を絞ったセミナー」が続く。前述の今後期待されるテーマにおいても示したとおり、化学物質管理は業界、業種・分野などによって対応が異なることもあり、より実践的な情報提供を行うためには、これらの項目で対象者を絞りこむことも必要と思われる。

図表3. 2. 2-8 今後期待する情報提供の方法（複数回答）



<その他の例>

メールを活用した情報提供

- メール等で化学物質管理に関する質問に答えていただける体制
- メールマガジン
- e-mailによる情報提供（登録制度による、登録者への必要情報の配信）
- 関連法の改正等があった場合、詳細情報、公布用の資料のメール配信 等

講演、演習形式

- ワークショップ、実習・演習をセミナーに取り入れてもらえると記憶に残りやすいので、やってもらいたいです。
- 実際の担当者による講演形式のセミナーがあれば利用しやすい 等

業界団体を通じた情報発信

- 業界団体からの情報
- 各種業界団体を通じての伝達
- 業界、業種などにより各々の化学物質管理の役割が異なるため、それぞれの視点での具体的に掘り下げた内容でセミナー、意見交換 等

その他

- 化学物質取扱い事業者の実務を対象とした法令解説
- 化学物質ファクトシート最新年度版（環境省）等の書籍
- 電話相談のような疑問点を問い合わせることが出来る場所の提供
- 過去に開催したセミナーのパワーポイントの公開
- 化学物質の対象法規が逐次リニューアルされるような対象一覧表などが閲覧できる（検索できる）もの 等

(7) 化学物質管理を行う上での国や自治体への期待、要望等

今後、事業者が化学物質管理を行う上での国や自治体への期待、要望としては、以下の点にまとめることができる。

○本事業で実施したような無料セミナーの定期開催

情報発信への期待が高い中、本事業で実施したセミナーに対する期待は高い。特に、「地方での開催」、「無料」、「定期開催」といった点がキーワードとして挙げられる。

また、前項にて示したとおり、対象者やテーマの絞り込みなどの要望もあるが、依然として基礎的、かつ網羅的なテーマに対する要望も残されており、初心者向けの全体像と、実務者対象の各制度・分野別のテーマと2フェーズに分けるなど、工夫の余地がある。

○特に法規制に関する迅速な情報発信

本年度は特に法改正の時期となったことから、法改正に関する迅速な情報提供を望む声が多く見られた。化学物質管理に関する制度が多数ある中で、個別制度の改正について中小企業がウォッチしてゆくには限界があると思われる。

この点の対応としては、所管官庁や業界団体のホームページでの周知といった手段もあるが、不明点の問合せ先の明確化、セミナーを通じた生の情報提供なども効果的と考えられる。

○使い勝手のよい一元化されたデータベースの整備

データベース整備に対する要望も多く見られた。特に、化学物質を取扱う企業の大半が中小企業である中、自前のデータベース整備に限界を感じている中小企業は多い。これらの企業に対する支援として、よりわかりやすい、使い勝手のよい情報基盤構築は不可欠である。

使い勝手という点では、法制度一覧、検索機能の充実、国内データベースの一元化などが考えられる。

○セミナー以外での情報発信

セミナー以外の形態による情報発信への要望も見られる。

媒体としてはメールマガジン、冊子、e-learning、ワークショップなどが挙げられた。

また、Q&A 式の要望も複数見られた。

○法規制対応に伴う企業側の負担軽減

法規制対応に伴う企業にかかるコスト面、時間面での負担軽減を望む声が多く見られた。例えば、政令番号の変更に伴うシステム改変や、定期報告対象の見直しなどが挙げられている。省庁や複数法制度の一元化や協調、書式統一などにより、企業の事務対応の簡素化

を図ることも期待されている。

○中小企業支援

化学物質を扱う多くの企業が中小企業であることから、これらの中小企業に対するコスト面、人材育成(従業員教育)、情報発信面での支援への期待が挙げられている。

○その他個別要望事項

その他、個別具体的なテーマについての要望も多数挙げられた。(詳細は後述)

回答からの抜粋を以下に示す。

本事業で実施したような無料セミナーの定期開催

- ・ 自社にどう適用されるのか判断するのに化学物質および法令の専門知識を要するので、慣れた担当者でないと難しい。担当者向けのセミナーを頻繁に開催して欲しい
- ・ 化学物質管理マニュアル説明会等、トラブル事例説明会
- ・ 今回のようなセミナーを定期的で開催して欲しい
- ・ 具体的な対応の指針等、事前の周知徹底を行うためのセミナー等の情報提供を充実させて欲しい
- ・ 広範かつ専門的で充実した、リアルタイムの情報提供
- ・ リスク評価・曝露評価等に関する実例や実習を含めたセミナーの開催
- ・ 今後も定期的な情報提供の継続をお願いしたい(紙ベースでの資料送付含む)
- ・ 今回のようなセミナーも各会場で2回程度、実施いただけたら、地方の企業にとってはより参加しやすくなる。
- ・ 参加したくても予算上参加できない企業も多いため、無料セミナーをお願いしたい
- ・ 法規・制度の改正など新たな情報の提供、法改正等のリアルタイムの情報提供
- ・ 初心者向けの基礎セミナー
- ・ 化学物質の生産、販売該当者、その他利用者等のかかわり方、扱い方のレベルに合わせた周知会・セミナー
- ・ 定期的な無料セミナーの開催(2回/年)
- ・ 各都道府県で行われること(セミナーは無料だが、県外だと移動費がかかる)
- ・ 中小企業の理解度が深まるように実務・具体的な記入例などの資料
- ・ 業種別のセミナー・勉強会等の開催
- ・ まずは、事業者へ化学物質管理とはどのようなものか、なぜそのような行為が必要なのかを十分に理解してもらえるようなセミナーを開き、ついで、対応したいけれどもできない企業向けに、より深く話し合えるセミナー(内容や人数を絞り込む)を開くなど
- ・ リスク評価・曝露評価等に関する実例や実習を含めたセミナーの開催

特に法規制に関する迅速な情報発信

- 国内外における化学物質規制の動向の迅速な伝達、海外における日本の化学物質情報伝達の仕組みの浸透
- ジャストインタイムの情報提供と種々相談窓口の開設を強く要望
- 有害性評価結果（例えば2監相当との評価結果等）は、いつ頃正式に官報で告示されるかなどの情報
- 改正化審査による届出を本年4月からカウントする必要がある。具体的該当化合物の選定基準を早く発表して欲しい。
- 各規制が日進月歩変化しており、その変化がいつ発生し、いつから行使されるのかがよく分からない
- 管理対象物質の選定については、より迅速に行っていただきたい
- タイムリーな情報の提供・伝達と合わせて、理解するための適度な解説、まとめ、指針なども織り込んでいただき、混乱を少なくされることをお願いしたい
- 広範かつ専門的で充実した、リアルタイムの情報提供
- 今のところEUに引っ張られている感があり、環境省や経済産業省からの報告が後追いの情報となっている。タイムリーな情報提供をお願いしたい。
- 事前に十分に準備を進めるため、検討状況などは可能な限り早く事業者インフォームしていただきたい
- 法改正情報の早期情報提供、法改正時の企業への過度な負担軽減・猶予期間の設定など
- 法改正等のリアルタイムの情報提供
- 様々な法律や規制の改定や変化が起こっていても、その情報をタイムリーに得る手段がないので、それらの情報を網羅して、どのような産業分野に対し影響があるのかまでかみ砕いた内容の情報発信をどこかの機関で一元的に行ってほしい

使い勝手のよい一元化されたデータベースの整備

- リスク評価に関してはコストがかかる。中小でも閲覧利用できる情報基盤がほしい
- 化学物質がどの法律に該当するかなど化学物質を総合的に検索できるサイト
- 化学物質名で検索すると全て該当する規制、制度を一括で表示できるサイト
- 化審法番号と安衛法番号を、物質名（またはCAS No.）で検索確認できるシステム。曝露管理濃度のデータベース化。（NITEとJISHAのDBを合体して使い勝手をよくする）
- 特定化学物質の川上からの情報提供の強化、あるいは、含有製品のDBへの登録による情報提供システム。管理TOOLの提供。
- 中小企業また大手でも事業部門によっては人的制約もあり、どこに何の情報があるのかの把握が不十分で工夫もない。国として省庁の枠を超えて、また自治体とも協力して、物質－用途－安全データがCAS Noをキーに容易に検索できるように複数のデータベースを統合して欲しい。検索の仕組みとしては、神奈川県Kis-netが最も使い易い。

セミナー以外での情報発信

- REACH 対応に必要な化学物質情報が簡単に入手できる仕組みづくり
- SVHC 追加物質に関して、どういう部材（材料）に含有が考えられるか等の化学物質含有部材の情報提供
- 経済産業省や NITE のホームページで、実際の運用に当たっては細かいところで迷うことも多いので Q&A などをホームページで充実してほしい。
- 化学物質管理に関して Q&A を充実させるような仕組みをお願いしたい。
- 事業者向けのワークショップを地域単位で開催してほしい
- 化学物質の規制に関する法令の改正等についての説明会の開催、情報連絡
- 化学物質を取り扱う上で法的、人的、設備等総合した形の冊子等の発行を希望
- 化学物質管理や法令関係の情報がなかなか入ってこないで、（特に EU）法令改正などをメールマガジンなどで伝達してほしい
- メールマガジンなどで、定期的な情報提供があると非常に助かる
- 各社が抱える危険物・有毒物が抱えるリスクについて、更に詳細にコミュニケーションをとっていただきたい。そのためには一方的なパブコメの通達だけでなく、Face To Face でコミュニケーションが出来る場をもっと多く設定していただきたい。
- 規制事項の新規導入や改訂のある場合には、説明会等の機会をできるだけ多く設定してほしい
- 国の借金で首が回らない状況ですので、こういったキャラバンを行うことはせず、費用対効果を重視した取組みが必要。E-ラーニングで十分。
- 世界の化学物質関連規則の最新情報と実務上の注意点に関する情報提供を期待したい
- PRTR 法は HP にわかりやすく解説されているが、他の法令はやるべきことがわかりづらい。もっと充実してほしい。

法規制対応に伴う企業側の負担軽減

◆報告義務の軽減

- 官公庁への定期報告が必要なことが増える傾向になっているとともに、報告しなければならない対象物質も増えている。報告しなければならない案件を削減出来ないか。案件が削減出来ないのであれば、報告の頻度を毎年ではなく3年に1度とかに減らすことは出来ないか。
- 使用（排出）限度を設け、微量（規定値以下）であれば、報告を免除できるようにして欲しい。
- 非常に複雑で手間のかかる制度が増えつつあり、PRTRにしても全ての管理物質に報告義務を設けるのはいいが、年間の排出量等に変動がそれ程なく、保管設備等に問題がなければ毎年の報告はあまり意味がないのではないか。もし、全ての企業に網をかけたいのであれば、悪意のある虚偽報告の摘発を厳しくすべき。

◆提供書式などを通じた負担軽減

- 化学物質に関する各法規への対象物質の追加の際に、官報でPDF形式と合わせて、EXCEL等の一覧表形式でCAS番号なども記載したのも公表されると、実務者側として確認をスムーズに出来る。
- 化学物質対象リストを公開する場合はPDFではなく、エクセルなどすぐに活用できる形式で提供して欲しい
- 化学物質管理を行うことは我々の健康や環境を守る上で重要なことと考えていますが、管理の実務については各企業ができる限り手間を取らないようにする形で検討していただけたらと思っています。（例えばPRTRで化管法改正に伴い政令号番号が変更されたが、社内管理システムの変更や顧客への案内などが発生することにより、対応に多大なりソースが必要であった。号番号の変更がなければ必要な工数は減っていたはず）

◆各種制度の統一、協調など

- 化学物質管理法令が多すぎる上、統一性もないため、管理そのものよりも事務作業にかかる手間が大きすぎる。国には法令の協調を図って欲しい。また、改正時に政令番号を変えるのは、化学物質管理の観点からすると無意味であるのに、MSDS修正等に膨大な手間を生じる。手間が増えることは結果として、化学物質管理の妨げになる。次回から実務者の作業量についても配慮した形での法改正を望む。
- 化学物質管理の観点で個別の国内法規（条例）を位置づけ、複数法令が関与する物質であっても対応できるよう配慮していただきたい。法令ごとに管理体制（法令によっては資格を必須とするものがあつたり、責任者を特定したりする場合もある。）や連絡体制（法令ごとに連絡先が異なる。）の制定が義務付けられている場合、同一物質に複数マニュアルが適用される。取扱物質が数百、数千となると組合せは無数であり現実として各マニュアル間の整合性を維持・実施するのが非常に困難となる。

- 化学物質管理は経産省、厚労省、環境省等で管轄されているが、一つの制度（例えばMSDS制度）に対し、一つの案件の問い合わせをした場合、各々管轄官庁に確認をしなければならず、タテ割り感を感じる。一つの制度としているのであれば一箇所で統一見解が出せる仕組みが必要。
- 各種法規制が世界基準へ方向付けようとする動向は分かるが、まだまだ縦割りのきらいがあるように思われる。2020年までと言わず、1年でも早い統一化を期待する。
- 各種法令に該当する化学物質の相違による複雑化解消（統一、簡素化等）
- 各省庁や法律を一元化した化学物質管理と情報入手経路などの統一
- 様々な法規制に正確に対応するための情報がほしい。一つの化学物質について複数ある規制を漏れなく調べられるような形になっていないと、いろいろ調べてもこれで十分なのかどうか自信が持てない。
- 経済産業省、環境省、厚生労働省、NITEそれぞれのHPを一つにまとめることはできないか

◆その他

- サプライチェーンにおける化学物質情報伝達の統一化、サプライチェーンにおいて過剰な化学物質情報伝達をしないような働きかけ
- GHS対応のMSDS作成は非常に負担がかかるのでサポートセンターが欲しい
- 安価で行える化学物質管理の仕組み

中小企業支援

- 中小企業にも負担にならないような化学物質管理、方策
- 中小企業の経営者や従業員には化学知識の乏しい人が働いており（特に金属化工業や類似産業）、危険な化学物質などを安易に扱っているケースを見かける。彼らへの啓蒙活動がもっと必要と思慮する。
- 中小零細企業が化学物質管理に関する対応にコストをかけることが出来ない現状があるが、コストに対する経済的補助を考えてほしい

その他

◆人材育成、養成関連

- ・ 化学物質管理者の育成基盤の構築(セミナーや資格制度)。化学物質の製品への含有管理を進める上で、物質そのものの理解や用途、調査の効率よい進め方など従来にまして物質を管理していく要員の増員と質の向上が求められている。これらの養成のための基盤構築をご検討頂きたい。

◆法規制関連

- ・ 海外法規制の国内法・規制への早期展開。各外郭団体の取り決めやツール群の整備。
- ・ 今後、化学物質の形態（バルク、粉末、ナノ等）によるリスクの違いもあわせて、規制等を検討する必要があると考える。今後はこのような内容を明確にしていきたい。
- ・ 10年以上先、（厳しくなる）今後の長期の方針を示していただければ、管理の仕組みを構築する際の方針決めの助けとなる。
- ・ 告示の文章は読みづらい。別途必ず図解表現での資料を発出してほしい。

◆事業者への指導、徹底

- ・ 製品中に含有する化学物質管理において、サプライチェーン間で化学物質の含有情報の伝達が広まりつつあるが、企業または業界により対象とする物質や調査方法が様々であり、とくに各業種に跨りかつ化学物質に関する知見に疎い川中企業において混乱が生じている。これらの企業による取り組みの根拠となっているのは各種の化学物質管理法規や化学物質規制法規のため、ある程度行政側からもこれらの問題に対する積極的なサポートを期待する。
- ・ 油・薬品メーカーのMSDSに、PRTR、ELV、REACH、GHS情報を盛り込むことへの徹底指導をお願いしたい。
- ・ MSDSには、一部の物質を除き含有率1%未満の物質の記載義務はないが、RoHS、REACH等の調査におけるエビデンスとして使用できるよう、含有率0.1%以上が記載対象となると良い。

◆行政の役割、立場など

- ・ 行政が市民側に立たれると、化学業界としては少しつらいので、客観的に両者の主張を聞くような、中立な立場を貫いて欲しい。
- ・ 海外の規制に対する、日本の利益に基づいた提案、交渉をお願いしたい。

◆その他

- ・ PCBの廃棄物処理費用の軽減について。資本金三億円以上の企業にも処理費用の軽減負担を拡大していただきたい。
- ・ 化学物質のリサイクル推進を行ってほしい。

3. 2. 3 自主管理促進効果を把握するための仕組みの検討

(1) 追跡アンケート調査の試行的実施結果

前項にて示したとおり、本年度、試行的に実施した追跡アンケート調査では、4割近い回答を得た。これは、セミナー参加者全体から見ると13%となっているが、追跡調査の同意を得た回答者の2割となる。短期間での実施という影響が考えられるものの、一定程度の回答は得られたと考えられる。

今後は、以下の点をさらに工夫することで、本調査で実施した追跡アンケートの回答率向上が可能となると考えられる。

- ・ 実施期間の長期化
- ・ メール以外での受付手段の拡大
- ・ メールアドレスの確実な入手

(2) 今後の自主管理促進効果を図る仕組み作りのステップ

本年度事業では、これまでの普及啓発事業も踏まえて、企業の化学物質の自主管理促進効果を把握する仕組みの検討を行った。事業成果、効果の把握は、その後の事業実施や計画立案の検討に資する重要な役割となる。今後は、本年度の試行的実施の結果も踏まえながら、事業成果、効果の把握を実施することで、今後の普及啓発事業の高度化を図ることが可能となる。

成果、効果の実施にあたっては、以下の点をさらに設定、検討することが考えられる。

- ✓ 成果、効果の仮説設定：普及啓発によって想定される成果、効果の仮説を設定することで、追跡調査を行うべきタイミング、対象者、調査内容など、全体の設計が可能となる。
- ✓ 実施時期：事業実施後、いつのタイミングで実施するべきかを検討する。実施時期によって、短期的に得られる成果と、長期的に得られる波及効果の結果に大きく影響する。
- ✓ 対象者：研修参加者だけでなく、波及効果測定も実施する場合は、上司や同僚も対象とすることも必要である。
- ✓ 調査内容：成果、効果を把握するために得るべきポイント
- ✓ 分析の視点
- ✓ 調査方法：本年度は試験的にメールを中心としたアンケートを行った。その他、より詳細な状況把握や、成功モデルケースの抽出などのためにはインタビューなどの実施も想定される。

3. 3 化学物質管理の評価・管理の効果的な推進に向けた普及・啓発の検討

3. 3. 1 今後求められる情報発信テーマ

網羅的な情報発信から、個別具体的な内容の情報発信へ

従来のセミナーでは、化学物質管理に関する法規制、制度に関して網羅的な情報提供がなされていたケースが多い。これらの基礎知識に対するニーズは依然として多く見られるものの、一方で、各企業が即活用することが可能な実践的な情報も求められている。これは、昨今の化学物質管理に関する制度が急速に進行していることや、企業に求められる対応が複雑化していることによる。様々な対応を迅速に行うことが求められる企業にとっては、何をしたらよいのか具体的な道筋を示す情報が有益であると考えられる。

個別具体的な情報発信としては、業種別、制度別などの分類が考えられる。業種別については各業界団体による実施もなされているが、制度別の情報提供については、法制度解説とも合わせて行政によるものの意義は大きいと考えられる。

関連法制度への高い関心

テーマや対象者の絞込みへのニーズが高い一方で、化学物質管理に関する法制度の情報発信へのニーズも依然として高いものとなっている。特に、企業活動がグローバル化する中、海外における化学物質管理制度の情報への関心は高い。

また、国内法規制については、本事業でも対象となった法改正に関する情報が求められている。法改正は、関連法制度を遵守する企業にとって直接的に影響するものであり、また、迅速な対応が求められることから、スケジュールなども含めた情報が求められている。

これらの国内外関連法制度へのニーズにおいては、いずれも、法制度の内容のみならず、それらの法制度に対して企業が取るべき具体的な対応策の解説など、実践的な内容が求められている。

企業の即戦力となる情報の発信

上述のとおり、企業にとって最も有益と思われるのが「実践的」な情報である。関連制度に対して何をすればよいのか、法改正に対してどう対応すればよいのか、といった点である。さらに、対応すべき点が明確にされた場合においても、どのように対応すればよいのか、といった点が残る。こうした点に対しては、「他社事例の紹介」及び「Q&A集の作成」が有益な情報発信の例として挙げられる。なお、他社事例の紹介については、成功事例とあわせて失敗事例も含めることが可能であれば、より効果的である。

3. 3. 2 今後求められる普及・啓発方法

ニーズの高い対面式情報発信

アンケート結果からも見られるように、対面式の情報発信へのニーズは高い。行政機関のホームページや冊子を通じた情報発信と異なり、対面式の場合は、直接情報に触れることができるのと同時に、不明な点などをその場で解決できるという利点もある。

対面式としては、本事業のようなセミナー形式のほか、実習を含む講習会、参加者がより深く参加できるワークショップなどがある。情報発信の目的、内容、想定される対象者などにより形態が異なるが、追跡アンケートによると、特に対象を絞り込んだセミナー形式へのニーズが高い結果となった。

また、同じくアンケート結果では、都市部以外でのセミナー開催の継続的な開催を望む声が散見された。本事業では全国各地で無料セミナーを開催しており、各地域の中小企業などへの普及啓発という観点から一定程度の貢献をしているものと思われる。

こうした点を踏まえて、今後も化学物質の効果的な自主管理の推進に向けては、対面式の普及啓発の実施は不可欠と考えられる。

ただし、前述のとおり、今後の対面式については、対象者の絞込みなどの工夫が必要である。

「迅速性」を確保した情報発信

企業が求める情報のうち、特に多いのが国内外の関連法制度についてである。関連法制度は、企業活動に直接結びつくものであり、その改正は企業に大きく影響する。そのため、こうした情報のタイムリーな提供を望む声が多い。

タイムリーな情報提供としては、行政機関のホームページへの掲載、メールリングリスト発信、DM 発送などがある。このうち、行政機関のホームページは迅速な情報発信が可能であるが、一方で、国内の中小企業も含めたあまねく事業者へ確実に情報が届かない可能性も十分考えられる。そのため、これを補完するため、業界団体を通じたメールリングリスト発信や DM 発送などと合わせて実施することが効果的と考えられる。

普及啓発事業の定期的な追跡調査の実施

本年度事業では、これまでの普及啓発事業も踏まえて、企業の化学物質の自主管理促進効果を把握する仕組みの検討を行った。事業成果、効果の把握は、その後の事業実施や計画立案の検討に資する重要な役割となる。今後は、本年度の試行的実施の結果も踏まえながら、事業成果、効果の把握を実施することで、今後の普及啓発事業の高度化を図ることが可能となる。

成果、効果の実施にあたっては、前章にて示した点をさらに設定、検討することが必要である。

3. 3. 3 今後の化学物質管理政策への期待、要望

「企業の負担軽減」をキーワードとした行政による支援

アンケート結果では、化学物質管理によって発生する企業負担が推察される。こうした負担は、化学物質を扱う企業にとっては想定されるものであるが、一方で、これらの負担を可能な限り軽減する支援や仕組みも検討する余地が残されていると思われる。

具体的には、各種制度や情報基盤の一元化、統一化が挙げられる。さらに、一元化、統一化としては、各種制度の一元化・統一化、各種書類などの一元化・統一化、情報基盤の一元化・統一化に大別することができる。

各種制度及び各種書類の一元化・統一化については、同一物質に対して様々な届出が必要になるなどの対応が発生することから、化学物質基点での制度整理を行うなどの対応が考えられる。

情報基盤の一元化・統一化については、アンケート結果からも見られたように、企業の情報基盤整備に対するニーズは高く、より使い勝手のよい情報基盤とするために、各種データや関連制度などが一つのサイトから拾えるような「化学物質データベース」を整備することが考えられる。

一方、化学物質管理は、複数の所管省庁が所管しており、上記のいずれの場合においても関連省庁間での協調が必要となる。化学物質管理は企業の自助努力によって成立するものである一方、昨今の情勢においては、その負担は小さくなく、今後の企業による化学物質管理をさらに普及するためには、企業の負担軽減を実現する行政支援が不可欠である。そのためにも、企業の負担軽減をキーワードとした関係省庁の一層の連携、それを通じた各種制度や情報基盤などの早急な一元化・統一化が期待される。

迅速、実践的、一元的な情報発信

本事業では、セミナー形式による情報発信を行った。

參考資料 1 : 講演資料

参考資料 2 : セミナー当日質疑応答内容

平成 21 年度 化学物質管理セミナー キャラバン 2009
－ 化学物質管理の最前線（リスク評価の時代） －

【九州会場：質疑応答】

開催概要

日時：2009 年 10 月 22 日（木） 13:00 ～ 16:20

会場：西日本総合展示場 AIM3 階 F 展示場セミナー会場

主催：経済産業省、九州経済産業局

参加者：79 名

講演における質疑要旨

1. 開会

2. 化学物質管理政策の概要について ～化審法・化管法の見直し～

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 小高係長・野田係長

【質疑】

Q. 低懸念ポリマーについて。高分子のポリマーであれば分子量が大きいため細胞膜を透過しないが、環境運命の観点から考えれば、水中微生物などによって高分子のポリマーから低分子化合物が合成されて影響が生じる恐れがある。また、人が摂取した場合も、そのものは消化管からの吸収はないだろうが、腸内細菌などによって低分子が生成されることも考えられる。現在基準を作成しているとのことだが、こういった環境中での変化、消化管での変化も考慮された基準が作成されているのか。

A. 低懸念ポリマーについては、低懸念ポリマーについては、反応性官能基を有しない、数平均分子量が大きいことに加え安定性も要件とする方向である。具体的には微生物による分解ではないが、物理化学的安定性試験で安定性を有すること及び酸・アルカリ溶解性試験で不溶とされることが必要となる見込みである。

3. 化審法におけるリスク評価

製品評価技術基盤機構 玉造主任

【質疑】 なし

4. 富士フイルムにおける化学物質の安全とリスクに関する取り組み

富士フイルム株式会社 日置安全性評価センター長

【質疑】 なし

5. 我が国における化学物質管理の情報基盤 ～効果的な情報基盤の活用～

製品評価技術基盤機構 大塚主任

【質疑】 なし

6. 企業によるリスクコミュニケーションの実践 ～実施企業による事例～

宇部興産株式会社 藤川環境安全部長

【質疑】 なし

7. 閉会

九州経済産業局 中牟田製造産業課長補佐

以上

平成 21 年度 化学物質管理セミナー キャラバン 2009
－ 化学物質管理の最前線（リスク評価の時代） －

【東北会場：質疑応答】

開催概要

日時：2009 年 11 月 10 日（火） 13:00 ～ 16:20
会場：仙台市情報・産業プラザ セミナールーム（2）A・B
主催：経済産業省
参加者：106 名

講演における質疑要旨

1. 開会挨拶

東北経済産業局 寺家部長

2. 化学物質管理政策の概要について ～化審法・化管法の見直し～

経済産業省製造産業局化学物質管理課 福島洋課長

【質疑】なし

3. 化審法におけるリスク評価

独立行政法人製品評価技術基盤機構 坂井るりこ主任

【質疑】なし

4. 企業によるリスクコミュニケーションの実践～実施企業による事例～

宇部興産株式会社環境案全部 藤川修三部長

【質疑】

Q. 地域対話集会で 167 名を対象とした事前アンケートを実施しているが、どのように対象者を選定したか。また、本アンケートの対象者は、その後に何回か開催された対話集会に参加しているか。

A. アンケートは工場周辺の 8 つの自治会を対象とし、会長宛てにアンケートを送付し、会長が回答者を決定した。アンケート回答者は全員が対話集会に参加しているわけではない。

Q. 会長が回答者を決定するのは、無作為抽出ではないのではないか。宇部興産にとって都合の良い住民だけが対象となっているのではないか。

A. アンケートの設問はかなり自虐的な表現になっており、決して都合の良いデータばかりを集めたわけではない。アンケートでは、住民の不安感の強さについて率直的な意見を聞いている。また、対話集会のときも住民からは強烈な意見が出る。そのような意見を押しさえつけるのではなく、率直な意見として聞くようにしている。

Q. 臭気監視システムで対象としている4種類の物質は何か。

A. 監視しているのは物質ではなく、沸点の「高い物質」「低い物質」と、「硫黄系化合物」、「アミン系化合物」の4種類をガス検知器を用いて監視している。

Q. 宇部市には自治体ごとの上乘せ基準は設定されているか。それに対して住民からの質問はあるのか。

A. 大気、水質、騒音等は、国と県の規制に加え、宇部市との協定を結んでいる。対話集会では、これまで実際に住民から質問が寄せられており、質問が出れば、平均値だけではなく、基準を超えたことがあればそれも含め、すべて説明している。

5. REACH 規制の概要～REACH 規制の現状と今後の見通し～

株式会社日立製作所地球環境戦略室 市川芳明部長

【質疑】

Q. REACH は商取引上の製品だけではなく、乾燥材等の製品の梱包資材も対象となるのか。

A. 対象となる。輸入は、物理的に欧州域内に持ち込むことと定義されており、販売対象となる製品のみならず、関連して持ち込まれる資材等も輸入とみなされる。

6. REACH における情報伝達の重要性と課題

社団法人日本化学工業協会 REACH タスクフォース 島久治課長

【質疑】 なし

7. 閉会

以上

平成 21 年度 化学物質管理セミナー キャラバン 2009
－ 化学物質管理の最前線（リスク評価の時代） －

【近畿会場：質疑応答】

開催概要

日時：2009 年 11 月 12 日（木） 13:00 ～ 16:20
会場：グランキューブ大阪 会議室 1003
主催：経済産業省
参加者：246 名

講演における質疑要旨

1. 開会

2. 化学物質管理政策の概要について ～化審法・化管法の見直し～

経済産業省製造産業局化学物質管理課 原 智明氏、常見 知広氏

【質疑】

- Q. 化審法について。第二段階の優先評価化学物質に関する有害性調査指示において、構造類似物質（QSAR 等）からの推定値の受け入れに関する考えを聞かせて欲しい。
- A. 優先評価化学物質については制度が固まっていないこともあり、現状の方針として認識いただきたい。QSAR 等については、ある程度受け入れて評価を行った上で、それでもわからなければ長期毒性試験の調査指示をお願いする。有害性調査指示はスクリーニング毒性試験ではないため、1～2年など一定期間がかかる試験を求める予定である。したがってコストがかかるため、我々としても可能な範囲で事前の調査を行った上で有害性調査指示を出していきたい。
- Q. 一般化学物質の届出について、非鉄金属、合金類も届出の対象になるのか。この場合は合金の種類ごとに重量を考えればよいのか。
- A. 全ての化学物質についての届出を求めるものではなく、一般化学物質については除外規定を考えている。それは、①試験研究用途、②一定数量に満たない化学物質及び③リスクが少ないと認められる化学物質（水、二酸化炭素等）である。このうち3つ目の除外規定について、リスクが少ないと認められる基準を考えるため、現在、業界団体等に依頼をしてどの化学物質を除外するのかを情報提供を求めているところである。
- また、一般化学物質については再来年度からの施行になるが、届け出るデータは前年度の製造・輸入数量である。つまり来年度の製造・輸入数量を再来年度届け出てい

ただくことになるため、来年の4月1日までには一般化学物質の対象から除外される物質を告示によって定め、公表する予定である。

非鉄金属の取扱いは今後の調整によるため、その告示を待っていただきたい。

3. 化審法におけるリスク評価

独立行政法人製品評価技術基盤機構 平井 祐介氏

【質疑】

Q. 監視化学物質の届出について、現状の届出内容では情報に不足があるのか。そのため、届出の情報が改正後に増えるということはあるのか。

A. 増えることはない。ただし、現行の監視化学物質で届け出られている情報は、排出量を推計し、リスク評価するための情報体系になっていない。今も用途情報は届け出られているが、その用途情報と排出量が関連付けられていないものである。改正後は、用途情報が排出係数と関連するような体系になり、届出を行うことになる。

4. リスク評価による化学物質管理 ―基本的な考え方、方法と取組事例―

住友化学株式会社 生物環境科学研究所 主席研究員 佐藤 雅之氏

【質疑】 なし

5. 企業によるリスクコミュニケーションの実践 ～実施企業による事例～

宇部興産株式会社 環境安全部 部長 藤川 修三氏

【質疑】 なし

6. 企業による REACH 規制への対応と課題 ～実施企業による事例～

三菱化学株式会社 環境安全・品質保証部 品質保証・化学品グループマネージャー 徳重 諭氏

【質疑】 なし

7. 閉会

以上

平成 21 年度 化学物質管理セミナー キャラバン 2009
－ 化学物質管理の最前線（リスク評価の時代） －

【北海道会場：質疑応答】

開催概要

日時：2009 年 11 月 20 日（金） 13:00 ～ 16:20
会場：京王プラザホテル プラザホール
主催：経済産業省
参加者：56 名

講演における質疑要旨

1. 開会

2. 化学物質管理政策の概要について ～化審法・化管法の見直し～

経済産業省製造産業局化学物質管理課 原 智明氏、野田 剛司氏

【質疑】なし

3. 化審法におけるリスク評価

独立行政法人製品評価技術基盤機構 宮坂 宜孝氏

【質疑】なし

4. 化学物質のリスク評価の実線 ～実施企業による事例～

大塚製薬株式会社 徳島本部 環境・安全部 課長補佐 朱 吉男氏

【質疑】なし

5. 化学物質管理のリスクコミュニケーションと CSR ～実施企業による事例～

宇部興産株式会社 環境安全部 部長 藤川 修三氏

【質疑】なし

6. REACH における情報伝達の重要性と課題

社団法人日本化学工業協会 REACH タスクフォース 部長 長谷川 勝昭氏

【質疑】

- Q. SIEF などの情報が利用出来ない場合、CLP 届け出にどう対応すればよいのか。
- A. C（分類）と L（表示）についての届け出であり、自己分類により対応することになる。ただし、欧州の分類や SIEF コンソーシアムの分類などの情報が得られれば、それに則って変更の届け出をすることになる。
- Q. 日本の GHS 分類を利用して届け出を行うことはできないか。
- A. 欧州の分類と日本の分類で共通の部分もあるかもしれないが、欧州の分類に基いて届出する必要があるため、そのまま利用することは基本的には出来ないとご理解いただきたい。

7. 閉会

以上

平成 21 年度 化学物質管理セミナー キャラバン 2009
－ 化学物質管理の最前線（リスク評価の時代） －

【中部会場：質疑応答】

開催概要

日時：2009 年 11 月 16 日（月） 13:00 ～ 16:20
会場：四日市商工会議所 ホール
主催：経済産業省
参加者：207 名

講演における質疑要旨

1. 開会

2. 化学物質管理政策の概要について ～化審法・化管法の見直し～

経済産業省製造産業局化学物質管理課 濱口千絵氏、山田淳太郎氏

【質疑】

Q. 現在、官報公示整理番号と CAS 番号の照合作業を行っているが、照合ができなかったものは、既存化学物質でも認められないこととなるのか。

A. 具体的にどういった対応をするかについては、担当から後日回答をしたい。

Q. 新規指定化学物質に基づく MSDS の入手が困難であることが予想され、今年度川上事業者へ要求しても MSDS が提出されない可能性があるのではないかと。

A. 法令上本年 10 月から MSDS を提供してもらうことになっているため、川上の事業所に提供してもらうよう依頼していただきたい。また、化管法に基づく MSDS の記載項目は決まっておりますので、必要な情報を集めて MSDS を作成して頂きたいと考えている。なお、化管法に基づく MSDS の作成にあたって何らかの支障が生じるようであれば別途ご教示頂きたい。

Q. 来年度はまた MSDS を取り直さなくてはいけないのか。ときどき非開示という事業所ものがあるが、それは許されるのか。

A. 現行の対象物質で法改正後も対象の場合、見直し後の MSDS にして頂く必要がある。MSDS 自体の公開は法律上で求めておりません。

3. 化審法におけるリスク評価

独立行政法人製品評価技術基盤機構 松崎寿主任

【質疑】 なし

4. REACH 規制への対応と課題

三菱化学㈱ 環境安全・品質保証部 品質保証・化学品グループマネージャー 徳重諭氏

【質疑】 なし

5. UBE の化学物質管理およびリスクコミュニケーションへの取組み

宇部興産㈱ 環境安全部長 藤川修三氏

【質疑】

- Q. 女性に対する説明は非常に難しいが、リスクコミュニケーションにおいて女性ほどのくらい参加しているか。また、市民に対して最終的にはどういった回答を行うのか。
- A. 参加した市民のうち3分の1以上は女性であり、かなり多い。確かに難しい質問もあるが、無理やり結論付けて市民を押さえつけるのではなく、根気強く説明し続けるというスタンスをとっている。

6. トヨタにおける化学物質の管理・低減への取組み

トヨタ自動車㈱ プラントエンジニアリング部 生産環境室室長 樋口正裕氏

【質疑】

- Q. 環境基準において、許容濃度を使っているとのことだが、生涯のがんになる割合で考えると許容濃度は10の-3乗であるのに対して、環境基準は-5乗であり、かなり大きく見積もっていると思うが、何かファクターを設定しているのか。
- A. 正確な数字は覚えていないが、10の-5乗よりは厳しい基準を決めている（10の-5乗に安全率として0.3を掛けて管理）。

7. 閉会

以上

平成 21 年度 化学物質管理セミナー キャラバン 2009
－ 化学物質管理の最前線（リスク評価の時代） －

【中国会場：質疑応答】

開催概要

日時：2009 年 11 月 17 日（火） 13:00 ～ 16:20
会場：岡山コンベンションセンター 2F 展示ホール
主催：経済産業省
参加者：87 名

講演における質疑要旨

1. 開会

2. 化学物質管理政策の概要について ～化審法・化管法の見直し～

経済産業省製造産業局化学物質管理課 小高篤志氏、井上望美氏

【質疑】

Q. 今回の化審法の改正では、REACH を意識しているということであるが、アメリカの TSCA を意識した改訂は今回含まれているのか。また、MSDS に関し、JUMP が推奨している MSDSpplus は今後どうなるのか。

A. REACH のみならず、TSCA についても当然スコープに入っている。どこがということではないが、欧州だけではなく、米国についても調査を行い、今回の法改正の検討材料とした。MSDSpplus は業界団体独自の取り組みであるため、今後すぐに取り入れるといったことは今のところ考えていない。

Q. 化審法の改正により、一般化学物質の届出は結構な量となると思うが、届出制度はどのようなシステムで動くようになるのか。REACH の REACH-IT のようなシステムは整備されるのか。また、届出内容を第三者が閲覧できることにならないのか。

A. 届出については REACH-IT のように国が IT システムを提供することにはなっていないが、発行いただくために届出様式を電子化し、簡単に入力すれば届出様式が埋まるようにはしたいと考えている。また、イーガバメントを活用し、電子申請をより広く導入したいと考えている。届出内容については、CHRIP や J-CHECK 等のデータベースは既に整備されており、ある物質がどういう物質にカテゴライズされており、どういう物性があるかということは把握できる。一般化学物質の届出内容を公表するかについては現状では法律上の規定がない。他方で、各方面からの声を踏まえ、一般化学物質がどれくらいの製造輸入量になっているかという点について、公表するかどうかと

いうことも選択肢の一つとして今後検討していきたい。ただし、公表するかしないか、公表の仕方等は決まっていない。

3. 化審法におけるリスク評価

独立行政法人製品評価技術基盤機構 松崎寿主任

【質疑】なし

4. 化学物質管理のリスクコミュニケーションと CSR

宇部興産株式会社環境案全部 藤川修三部長

【質疑】なし

5. REACH における情報伝達の重要性と課題

社団法人日本化学工業協会 井上耕三部長

【質疑】なし

6. GHS の動向と今後企業に求められる対応 ～GHS 分類・表示の適正化に向け～

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 宮川宗之氏

【質疑】なし

7. 閉会

以上

平成 21 年度 化学物質管理セミナー キャラバン 2009
－ 化学物質管理の最前線（リスク評価の時代） －

【関東会場：質疑応答】

開催概要

日時：2009 年 11 月 30 日（月） 13:00 ～ 16:20
会場：あいおい損保新宿ビル
主催：経済産業省
参加者：270 名

講演における質疑要旨

1. 開会

2. 化学物質管理政策の概要について ～化審法・化管法の見直し～

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課長 福島 洋

【質疑】

- Q. 今回の化審法の改正後、2020 年までの期間に、再度改正はあるのか。
- A. 法律については、法施行後 5 年後に見直しをする旨が法律の附則に明記されている。これは化審法に限らず他の法律でも同様である。従って、今回の改正化審法が施行されてから、5 年後に見直しをすることになる。なお、化管法は 7 年後の見直しとなっており、今回、審議会で見直し検討をした結果、改正の必要はないとなった。化審法についても、施行から 5 年後に見直しの検討を行い、法律の見直しの検討はその結果を受けて行うことになる。

3. 化審法におけるリスク評価

製品評価技術基盤機構 坂井主任

【質疑】 なし

4. GHS の動向と今後企業に求められる対応 ～GHS 分類・表示の適正化に向けて～

日本大学 理工学研究科 城内 博教授

【質疑】 なし

5. 住友化学の化学品安全管理 ～リスク評価への取り組み～

住友化学株式会社 レスポンシブルケア室 坂田主席部員

【質疑】なし

6. 企業による REACH 規制への対応と課題 ～実施企業による事例～

三菱化学株式会社 環境安全・品質保証部品質保証・化学品グループ 原田部長代理

【質疑】なし

7. 閉会

以上

平成 21 年度 化学物質管理セミナー キャラバン 2009
－ 化学物質管理の最前線（リスク評価の時代） －

【四国会場：質疑応答】

開催概要

日時：2009 年 12 月 2 日（水） 13:00 ～ 16:20
会場：かがわ国際会議場
主催：経済産業省
参加者：270 名

講演における質疑要旨

1. 開会

2. 化学物質管理政策の概要について ～化審法・化管法の見直し～

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 前田課長補佐、村松係長

【質疑】 なし

3. 化審法におけるリスク評価

製品評価技術基盤機構 村田主査

【質疑】

Q. 25 ページの黄色枠の「川中」「川下」はどのような意味か。

A. サプライチェーンの上流を川上、下流を川下としている。

4. GHS の動向と今後企業に求められる対応 ～GHS 分類・表示の適正化に向けて

社団法人 日本化学工業協会 REACH タスクフォース事務局長代理 兼
化学品管理部 部長 庄野氏

5. 化学物質のリスク評価の実践 ～実施企業による事例～

石鹼洗剤工業会 環境安全専門委員
プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン 山本氏

6. 化学物質管理のリスクコミュニケーションと CSR ～先進企業における取組み事例～

宇部興産株式会社 環境安全部 藤川部長

【質疑】

- Q. RC 活動について非常に興味深い話であった。私どもも地域コミュニケーションとして何かできたらと考えているが、貴社のような大企業ではやりやすいかもしれないが、中小企業の集まりの場合、地域との対話にしても、そもそも、どのような形でスタートすればよいかわからない。どのようにスタートさせたのか、教えていただきたい。
- A. 我々は、会員企業のほか、宇部にある環境 NPO 団体と交流があった。その方たちとの付き合いの中で、小規模の対話が自然発生的に起こってきた。山口県での大規模な対話集会は長年行ってきたが、それではぴんとこないとの話がでて、小規模な対話集会に自然となっていく。また、NPO の主催者の方が大変熱心であり、地域コミュニケーションを行いたいとの熱意があり、結果としてうまくいったのではないかと思っている。構えていると難しいと思うので、プライベートな時間でもざっくばらんな話ができるネットワークを構築しておくことも重要ではないか。決して馴れ合いでやるということではなく。

7. 閉会

以上